

# つくば市 男女共同参画 推進基本計画 (2023~2027)

令和5年(2023年)3月

〔対象期間〕

令和5年度（2023年度）から

令和9年度（2027年度）まで

## 男女共同参画都市宣言

つくば市は、万葉の昔から続く悠久の歴史と豊かな自然に恵まれ、世界と日本の文化が溶けあう、人と自然と科学が調和しながら共存するまちです。

つくば市は、男女が互いに人権を尊重し、ともに個性と能力に応じて社会のさまざまな分野に参画し、義務も責任も協力してない、いきいきと暮らすことができる社会をめざします。

私たちは、このつくば市に誇りを持ち、希望あふれる未来に向かってさらに発展し、世界に友情と平和の輪を広げることを願い、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 私たちは、男女が互いにひとりの人間として尊重しあい、自分らしく生きることのできるまち「つくば」をめざします。
- 1 私たちは、男女がその個性と能力を發揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画できるまち「つくば」をめざします。
- 1 私たちは、男女が家庭でも職場でも協力しあい、思いやりあふれる地域社会をつくり、ともに楽しむことのできるまち「つくば」をめざします。

平成 15 年 11 月 16 日

## はじめに

つくば市では、平成16年(2004年)3月に制定した「つくば市男女共同参画社会基本条例」をはじめ、「つくば市男女共同参画推進基本計画」を策定し、本市における男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策等を推進してきました。

令和3年(2021年)に実施した「つくば市男女共同参画に関する市民意識調査」では、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識については否定的な考えが多かった一方で、政治の場や社会通念、慣習、しきたり等では、男女の不平等感は依然として根強く残っており、未だ課題解決には至っていないのが実情です。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行等により、私たちのライフスタイルや働き方等も大きく変容し、多様化してきたことで、女性が直面している新たな課題等も見えてきており、男女共同参画社会づくりに向けた取組の更なる推進が求められています。



ジェンダー・バイアス(社会的・文化的な性別による偏見)による決めつけは、女性の活躍機会の幅を狭めたり、あるいは男性にとっても過度な精神的負担を強いられるなど、一人一人が持つ個性や能力に応じて活躍することを困難にしています。そのため、様々な分野において、男女共同参画の視点が取り入れられるよう、性別にとらわれない多様な意見を反映させていくことが重要であると考えます。

この度策定しました本計画では、新たに「安全・安心な暮らしの実現」を基本目標に加え、男女の健康支援や生活上の困難に対する支援等を盛り込み、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」包摂の精神のもと、ジェンダー平等の実現に向けて全力で取り組んでいきます。

計画の推進に当たっては、市民、事業者の皆様、また関係機関との連携を図りながら、着実に計画を推進していきたいと思いますので、より一層の御理解と御協力を願いいたします。

結びになりますが、本計画の策定に当たり、御審議をいただきました「つくば市男女共同参画審議会」委員の皆様をはじめ、市民意識調査や事業所調査、パブリックコメントにおいて貴重な御意見をお寄せいただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

令和5年(2023年)3月  
つくば市長 五十嵐立青

# 目 次

第1章 計画の策定に当たって .....	1
1 策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	2
3 計画の期間 .....	3
第2章 男女共同参画を取り巻く現状 .....	4
1 国内・外の男女共同参画に関する動向 .....	4
2 男女共同参画に関わる本市の現状 .....	11
3 令和3年度つくば市男女共同参画に関する市民意識調査結果(概要) .....	19
4 つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)の推進状況 .....	31
5 本市が取り組むべき男女共同参画における今後の課題 .....	35
第3章 計画の基本的考え方 .....	37
1 基本理念 .....	37
2 基本目標 .....	38
3 施策の体系 .....	40
4 指標一覧 .....	41
第4章 施策の展開 .....	44
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた基盤の整備 .....	44
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進 .....	46
基本目標Ⅲ 一人一人の人権の尊重 .....	49
基本目標Ⅳ 安全・安心な暮らしの実現 .....	51
第5章 推進体制 .....	53
1 庁内の推進体制 .....	53
2 男女共同参画審議会 .....	53
3 国や県、関係機関との連携 .....	53
4 男女共同参画苦情等処理 .....	53
5 PDCAサイクルによる進行管理 .....	54

資料編 .....	55
1 策定経過 .....	55
2 男女共同参画社会基本法 .....	56
3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 .....	59
4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 .....	66
5 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 .....	72
6 つくば市男女共同参画社会基本条例 .....	76
7 つくば市男女共同参画審議会委員名簿 .....	79
8 つくば市男女共同参画推進本部設置要項 .....	80
9 令和4年度つくば市男女共同参画推進本部員名簿 .....	81



## 1 / 策定の趣旨

本市では、平成9年に現在の「つくば市男女共同参画推進基本計画」の先駆けとなる「つくば市女性行動計画」を策定し、性別にかかわらず、全ての個人が、互いに人権を尊重し合い、責任も分かれ合いつつ、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、平成15年に「男女共同参画都市」を宣言しました。

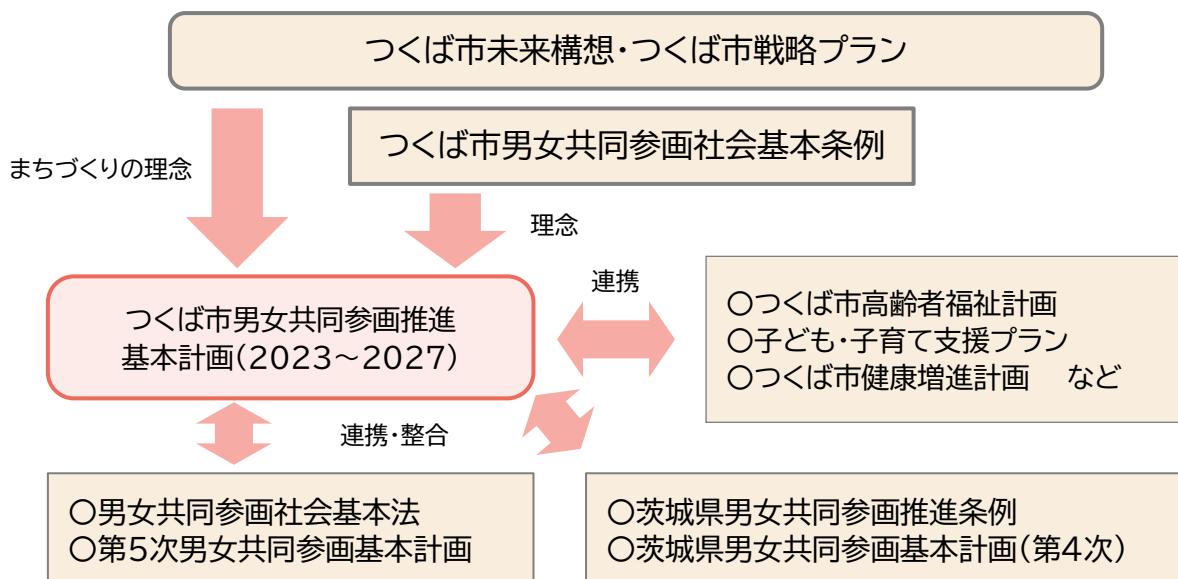
平成16年3月には「つくば市男女共同参画社会基本条例」(以下「条例」という。)を制定・施行し、この条例で男女共同参画社会の構築による人間性の尊重というまちづくりに向けて市と市民、事業者がそれぞれの立場で果たすべき役割を明確化し、連携して取り組みを行うことを定めました。

近年、様々な法整備が進み、男女がともに様々な分野で活躍できる環境が整いつつありますが、固定的な性別役割分担やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の存在がいまだ根強く残り、政策方針決定過程への女性の参画や男性の家庭生活への参画は十分とは言えない状況です。

このような状況を踏まえ、この度の「つくば市男女共同参画推進基本計画(2018~2022)」の計画期間満了に当たり、本市における男女共同参画社会づくりの実効性を高めるため、これまで以上に焦点を絞った計画として、新たに「つくば市男女共同参画推進基本計画(2023~2027)」(以下「本計画」という。)を策定しました。

## 2 / 計画の位置付け

- 本計画は、「つくば市男女共同参画社会基本条例」第7条の規定に基づき、本市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本的な考え方と施策の方向性を具体的に示す計画で、「つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)」の後継計画です。
- 本計画は、「つくば市未来構想」「つくば市戦略プラン」が示すまちづくりの理念、「つながりを力に未来をつくる」の実現に向けた個別計画です。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定された「市町村男女共同参画計画」であり、国の「男女共同参画基本計画」及び茨城県の「男女共同参画推進条例」、「茨城県男女共同参画基本計画」と整合するものです。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に基づく、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(DV防止基本計画)」を含みます。
- 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づく、本市における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(女性活躍推進計画)」を含みます。



### 3 / 計画の期間

本計画は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度
つくば市	つくば市男女共同 参画推進基本計画 (2018~2022)			つくば市男女共同参画推進基本計画 (2023~2027)			
茨城県	茨城県男女共同参画基本計画(第4次)						
国	第5次男女共同参画基本計画						

## 1 / 国内・外の男女共同参画に関する動向

### (1) 世界の動き

#### ○ 昭和 50(1975)年 「国際婦人年」設定

昭和51(1976)年からの10年間を「国連婦人の10年」とすることが決まりました。同年にメキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」において、女性の自立と地位向上を目指し、各国が10年間に取り組むべき指針となる「世界行動計画」が採択されました。

#### ○ 昭和 55(1980)年 「女子差別撤廃条約」署名

デンマークのコペンハーゲンで開催された「国連婦人の10年世界会議」で、国連憲章や女子差別撤廃宣言等に規定された性による差別禁止の原則を更に具体化した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」の署名式が行われました。

#### ○ 昭和 60(1985)年 「ナイロビ将来戦略」採択

ケニアのナイロビで開催された「国連婦人の10年ナイロビ世界会議」で、世界行動計画の実現期限を2000年まで延長することが決定され、「2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略(ナイロビ将来戦略)」が採択されました。

#### ○ 平成5(1993)年 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択

国連総会で「宣言」が採択され、女性に対する暴力が重大な人権侵害であり、その根絶が急務であることが確認されました。

#### ○ 平成7(1995)年 「北京行動綱領」採択

中国の北京で開催されたアジアで初めての世界女性会議で、21世紀に向けて各国、NGOなどが取り組むべき行動指針となる「北京行動綱領」が採択されました。

#### ○ 平成 12(2000)年 「女性 2000 年会議」開催

国連本部で開催された会議で、21世紀に向けての行動指針である「政治宣言」と「北京宣言と行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(成果文書)」が採択されました。

○ 平成 17(2005)年 「北京宣言及び行動綱領」等の再確認の実施

第49回国連婦人地域委員会において「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議」の成果文書の再確認と実施状況の評価・見直しが行われました。

○ 平成 23(2011)年 「UN Women」発足

女性と女児に対する差別の撤廃や女性のエンパワーメントに取り組む組織として平成22(2010)年の国連総会決議により設立された「UN Women」が発足しました。

○ 平成 27(2015)年 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択

国連総会において採択された「2030アジェンダ」の中で、経済・社会・環境などの開発問題に対応するための17のゴール(持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals: SDGs)のひとつに、「ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメント」が掲げられました。

○ 平成 28(2016)年 G7 伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意

G7伊勢志摩サミットにおいて、持続可能な開発のための2030アジェンダと全ての持続可能な開発目標(SDGs)の実施に貢献するとの観点から、「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意しました。

○ 令和元(2019)年 G20 「大阪首脳宣言」を採択

G20大阪サミットにおいて、不平等への対処による成長の好循環の創出として、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの必要性が「G20大阪首脳宣言」が採択されました。

○ 令和2(2020)年 第 64 回国連女性の地位委員会「北京+25」記念会合開催

グローバルなデータと分析に裏打ちされ、女性の権利についての広範で参加型、かつ実地調査に基づいた包括的な報告書に基づいて、UN Womenは「北京報告書25年後の女性の権利レビュー」(Women's rights in Review 25 Years After Beijing Report)を刊行し、1995年の北京宣言及び行動綱領採択後の女性の権利の進展とそれを阻む障害を検証しました。

## (2)国の動き

---

### ○ 昭和 50(1975)年 「婦人問題企画推進本部」設置

総理府内に「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52(1977)年に「国内行動計画」が策定されました。

### ○ 昭和 60(1985)年 「女子差別撤廃条約」批准

「男女雇用機会均等法」などの国内法の整備を進めたのち、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

### ○ 昭和 62(1987)年 「新国内行動計画」策定

長期的展望に基づいた女性に関する施策の基本的方向を定めた「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

### ○ 平成6(1994)年 「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置

### ○ 平成8(1996)年 「男女共同参画 2000 年プラン」策定

21世紀に向けた男女共同参画社会の形成を促進するために「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

### ○ 平成 11(1999)年 「男女共同参画社会基本法」公布

男女共同参画社会の形成を21世紀の最重要課題として位置付ける「男女共同参画社会基本法」が公布されました。

### ○ 平成 12(2000)年 「男女共同参画基本計画」閣議決定

「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な計画「男女共同参画基本計画」が策定されました。

### ○ 平成 13(2001)年 「配偶者暴力(DV)防止法」公布

女性に対する暴力を人権に関わる問題と捉え、暴力の防止と被害者の保護を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（「配偶者暴力防止法」又は「DV防止法」）」が公布されました。

### ○ 平成 15(2003)年 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」 閣議決定

社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が平成32(2020)年までに少なくとも30%程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことが明記されました。

- 平成 17(2005)年 「第 2 次男女共同参画基本計画」閣議決定
- 平成 19(2007)年 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」  
「仕事と生活の調和のための行動指針」策定

国民全体の仕事と生活の調和の実現が我が国社会を持続可能なものにする上で不可欠であることから、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組むための「憲章」と「行動指針」が、「官民トップ会議」において策定されました。

- 平成 22(2010)年 「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定
- 平成 25(2013)年 「日本再興戦略」閣議決定

「女性が働きやすい環境を整え、社会に活力を取り戻す」ことが戦略の中核に位置付けられました。

- 平成 27(2015)年 「女性活躍推進法」公布

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるようにするために、10年間の時限立法として「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が公布されました。

「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定

「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定

安保理決議第1325号(女性と平和・安全保障の問題を明確に関連づけた初の安保理決議)等の履行に関する行動計画を策定されました。

- 平成 30(2018)年 「政治分野における男女共同参画推進法」公布・施行  
「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」策定
- 令和元(2019)年 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」公布
- 令和2(2020)年 「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定
- 令和4(2022)年 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布

(令和 6 年 4 月施行)

### (3)県の動き

- 昭和 53(1978)年 「青少年婦人課」設置  
茨城県における男女共同参画への取組が開始されました。
- 平成3(1991)年 「いばらきローズプラン」策定  
「茨城県女性対策推進本部」設置  
茨城県における女性行政施策の推進を図るために、庁内の体制が整備されました。
- 平成8(1996)年 「いばらきハーモニープラン」策定  
茨城県が取り組むべき女性施策の指針として、男女のより良いパートナーシップの確立を基本理念とした「いばらきハーモニープラン」が策定されました。
- 平成 13(2001)年 「茨城県男女共同参画推進条例」制定  
「男女共同参画社会基本法」の理念を受けて、男女共同参画社会の実現に向けて、県・県民・事業者が一体となって取り組むための基本となる「茨城県男女共同参画推進条例」が制定・施行され、同時に「茨城県男女共同参画審議会」の設置、「茨城県女性対策推進本部」の「茨城県男女共同参画推進本部」への名称変更など、推進体制が整備されました。
- 平成 14(2002)年 「茨城県男女共同参画基本計画」策定  
「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として「茨城県男女共同参画基本計画」と「茨城県男女共同参画実施計画」が策定されました。
- 平成 17(2005)年 「女性プラザ男女共同参画支援室」開設  
男女共同参画施策を推進する拠点として、「女性プラザ男女共同参画支援室」が、茨城県女性青少年課に開設されました。
- 平成 18(2006)年 「茨城県男女共同参画実施計画」策定
- 平成 23(2011)年 「茨城県男女共同参画基本計画(第2次)」策定
- 平成 28(2016)年 「茨城県男女共同参画基本計画(第3次)」策定
- 平成 30(2018)年 女性青少年課を女性活躍・県民協働課に再編
- 平成 31(2019)年 「茨城県男女共同参画推進条例」一部改正

- 令和元(2019)年 「いばらきパートナーシップ宣誓制度」導入  
「パートナーシップ宣誓制度」は、性的少数者のカップルを自治体が結婚に相当する関係として認めるもので、茨城県が全国の都道府県で初めて導入しました。
- 令和2(2020)年 「女性プラザ」と「女性プラザ男女共同参画支援室」の機能を一元化し「男女共同参画センター」を設置  
「男女共同参画センター」を「ダイバーシティ推進センター」に改称
- 令和3(2021)年 「茨城県男女共同参画基本計画(第4次)」策定

#### (4)市の動き

- 平成6(1994)年 女性行政担当を福祉部から企画部へ組織変更
- 平成7(1995)年 庁内組織である「つくば市女性行政連絡会議」設置
- 平成8(1996)年 市民による「つくば市女性懇話会」設置
- 平成9(1997)年 「つくば市女性行動計画」策定
- 平成11(1999)年 市民環境部市民活動課女性行政室に組織変更  
市内において「いばらき国際女性会議」開催
- 平成12(2000)年 「つくば男・女のつどい」、「男・女セミナー」開始  
国・県の主催による「いばらき国際女性会議」を継承・発展させ、市主催で、市民の交流を図る「つくば男・女(みんな)のつどい」と女性の能力開発支援などの学習会「男・女(ひとひと)セミナー」を開始しました。
- 平成14(2002)年 「つくば市女性のための相談室」開設
- 平成15(2003)年 男女共同参画推進課に組織変更  
「つくば市男女共同参画推進計画(第2次)」策定  
「男女共同参画都市」宣言

男女共同参画の推進を広く意思表示するために、県内5番目として「男女共同参画都市」宣言を行いました。

○ 平成 16(2004)年 「つくば市男女共同参画社会基本条例」制定

行政と市民、事業者が一体となって男女共同参画社会づくりに取り組んでいくことを明らかにするため、「つくば市男女共同参画社会基本条例」を制定しました。

　　府内組織である「つくば市男女共同参画推進本部」設置  
　　市民による「つくば市男女共同参画審議会」設置  
　　「つくば市男女共同参画苦情等処理規則」制定

○ 平成 19(2007)年 市民活動課男女共同参画室に組織変更

○ 平成 20(2008)年 「つくば市男女共同参画推進基本計画(2008~2012)」策定

○ 平成 22(2010)年 「つくば市男性のための電話相談」開設

○ 平成 25(2013)年 「つくば市男女共同参画推進基本計画(2013~2017)」策定

○ 平成 30(2018)年 「つくば市男女共同参画推進基本計画(2018~2022)」策定

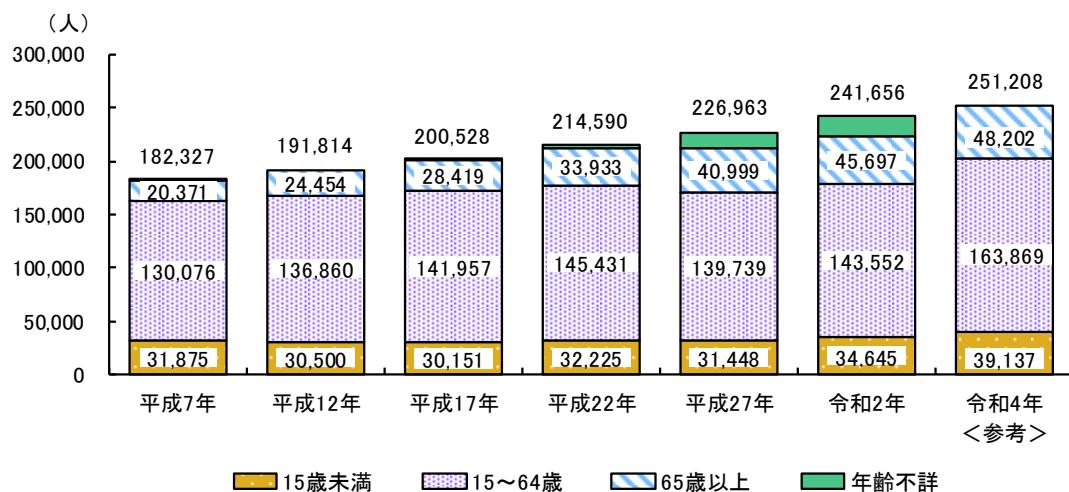
○ 令和3(2021)年 「つくば市男女共同参画に関する市民意識調査」実施

## 2 / 男女共同参画に関する本市の現状

### (1) 人口に関する状況

#### ① つくば市の人口の推移

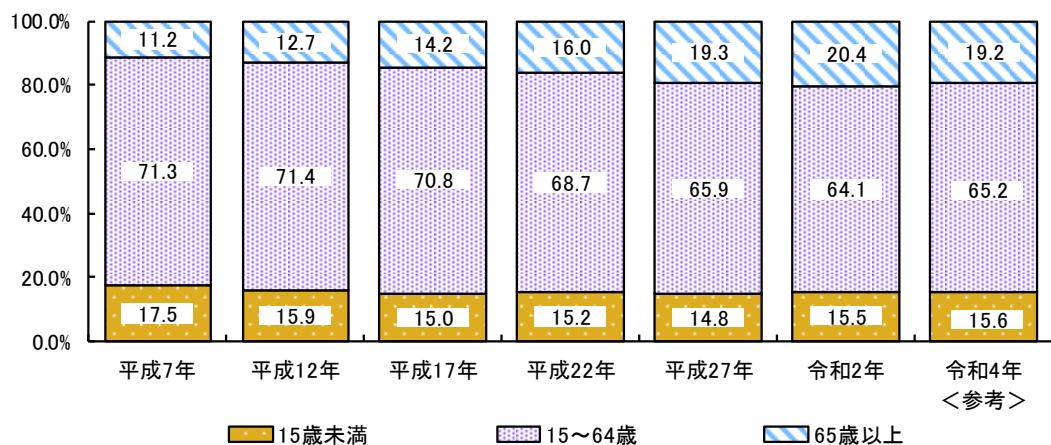
本市では、平成7年以降、5年ごとに9,000～14,000人の範囲で人口増加が続いており、令和2年には、約24万人となっています。住民基本台帳人口では、令和4年に人口は25万人に到達しています。



資料：国勢調査(各年 10月 1日現在) <参考>は住民基本台帳による(令和4年 10月1日)

## ② つくば市の年齢3区分別人口構成比の推移

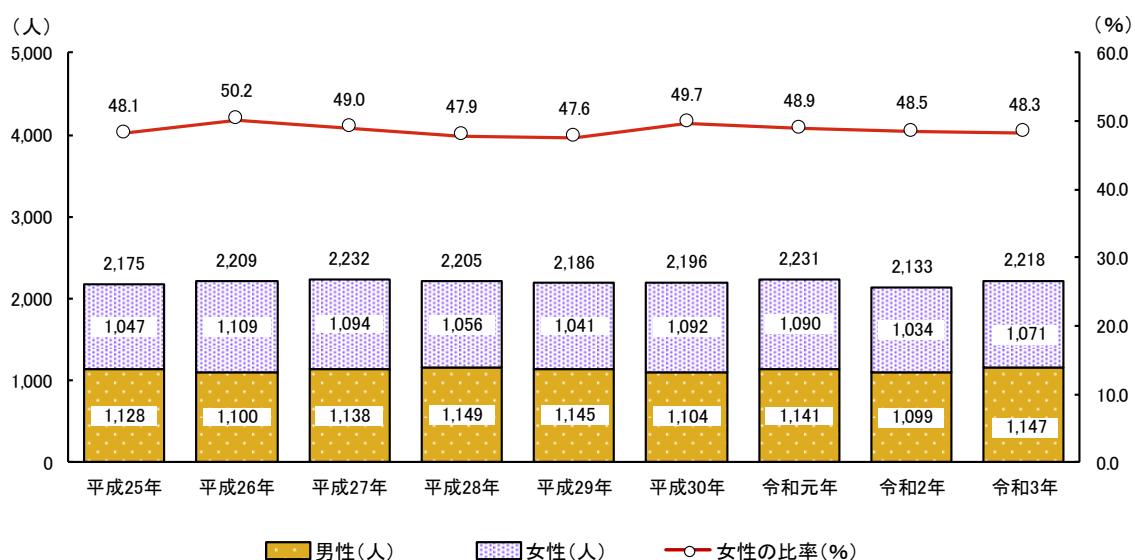
人口3区分別の構成比を見ると、65歳以上の高齢者人口割合が増加する一方で、15～64歳の人口構成比は減少傾向にあり、高齢化は徐々に進んでいることが分かります。



資料：国勢調査(各年 10月 1日現在) <参考>は住民基本台帳による

## ③ つくば市の出生数と男女比の推移

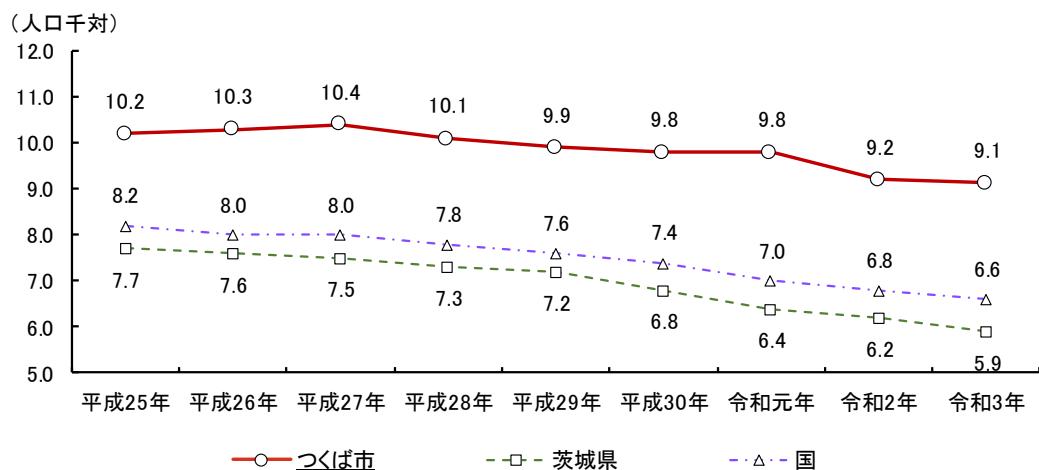
本市における年間の出生数は、平成25年から令和3年まで、ほぼ2,200人前後で安定した推移となっています。男女比については、女性の比率が50%をやや下回る年が多くなっています。



資料：人口動態統計(茨城県)

#### ④ 出生率(人口千人当たり)の推移

人口千人当たりの出生率は、ゆるやかに低下している傾向がありますが、国や県に比べて、高くなっています。



資料：人口動態統計(厚生労働省、茨城県)

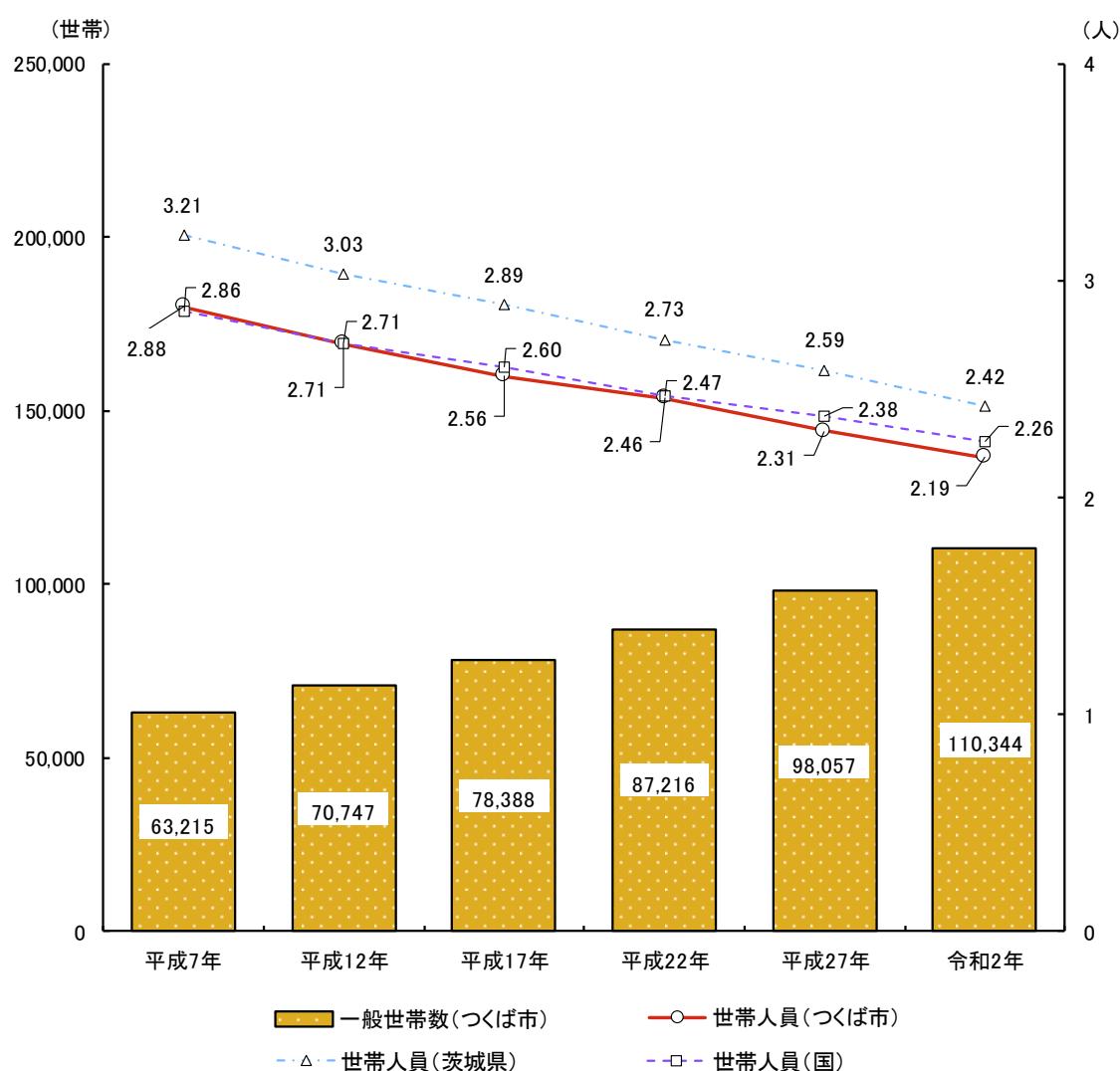
※人口千対…1000人の人口集団の中での発生比率

## (2)世帯に関する状況

### ⑤ 世帯数と世帯人員の推移

本市では世帯数も増加が続いているが、令和2年では約11万世帯となっています。世帯当たりの人員(世帯人員)について見ると、世帯数の増加割合が人口の増加割合を上回っているため、減少傾向にあり、令和2年には2.19人となりました。

本市の世帯人員は、平成7年以降、茨城県全体よりも0.3人程度低く推移しています。また、国との比較では、ほぼ同様の値となっていますが、平成12年にクロスし、それ以降は本市の世帯人員のほうが低くなる傾向が見られます。



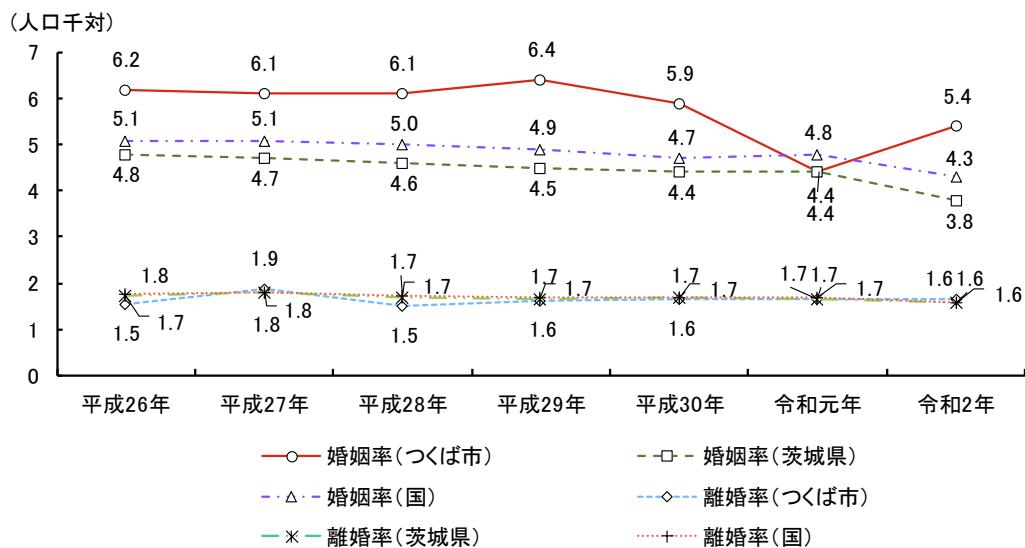
資料：国勢調査(各年 10月 1日現在)

### (3) 婚姻に関する状況

#### ⑥ 人口千対の婚姻率・離婚率の推移

本市における人口千人当たりの婚姻率は、平成26年以降茨城県平均よりも高く推移し、令和2年で5.4となっています。

人口千人当たりの離婚率については、平成26年から令和2年まで、本市も茨城県も横ばいとなっています。



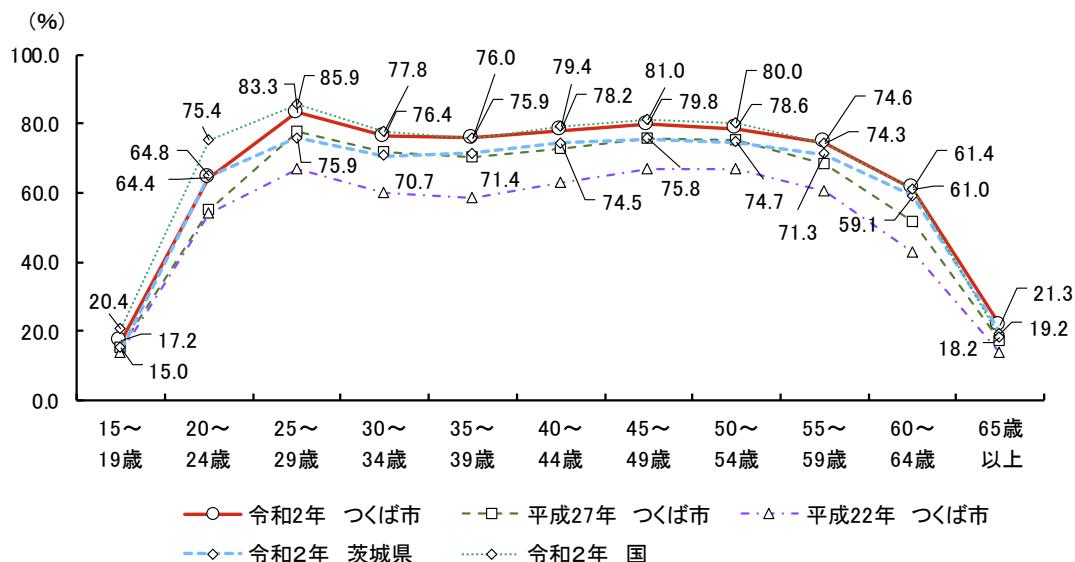
資料：茨城県人口動態統計、人口動態統計(厚生労働省)

※人口千対…1000人の人口集団の中での発生比率

## (4)就業に関する状況

### ⑦ 女性の年代別労働力率の推移

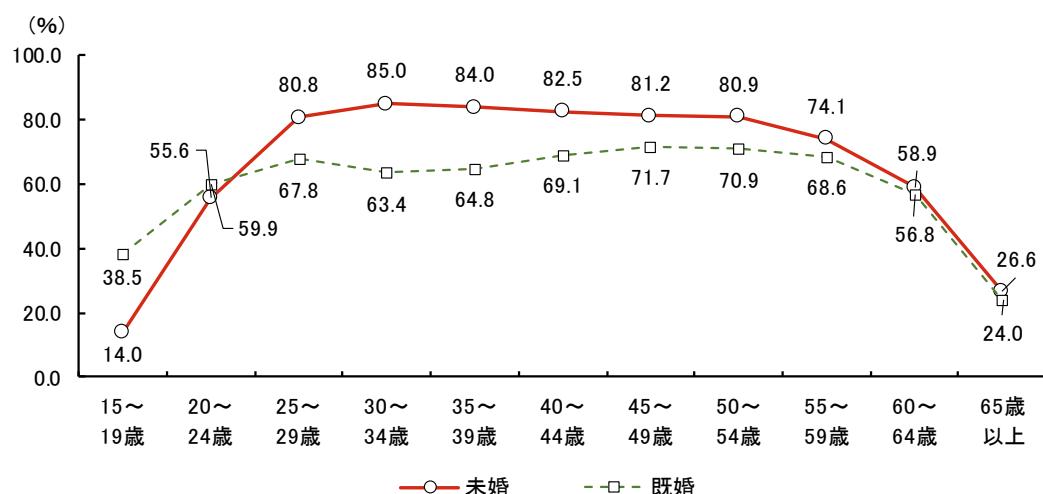
本市の令和2年における女性の労働力率は、25歳以上で茨城県に比べて高く、国と同程度となっています。また、本市の平成22年と比べると、30～44歳では、「M字カーブ」の凹みが浅くなっています。



資料：国勢調査(各年 10月 1日現在)

### ⑧ つくば市の女性の年代別・婚姻形態別労働力率の推移(令和2年)

婚姻形態別に見ると、令和2年において未婚女性と既婚女性の労働力率は、特に25歳から54歳までの年代で大きな差が見られています。

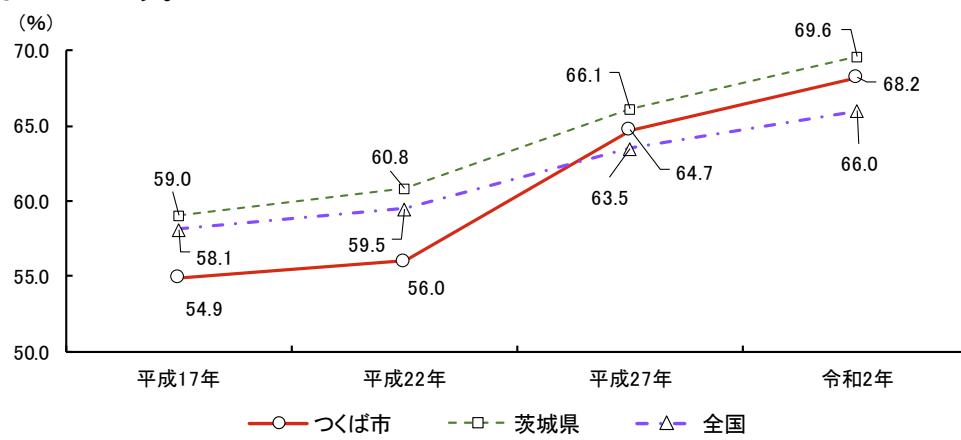


資料：国勢調査

※労働力率 15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く。)に占める労働力人口の割合のことを  
いいます。

## ⑨ 既婚女性の60歳未満の就業率の推移

既婚女性の60歳未満の就業率の推移を見ると、平成17年以降増加傾向にあります。平成22年までは国、茨城県と比較して低かったが、平成27年以降は国、茨城県と同程度となっています。

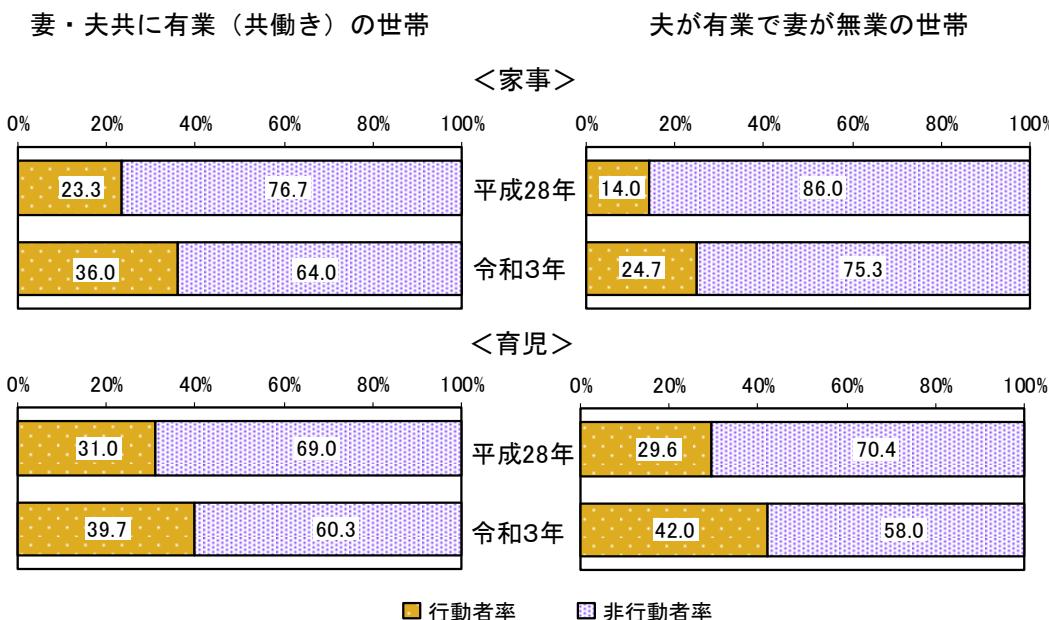


資料：国勢調査(各年10月1日現在)

## (5) ワーク・ライフ・バランスに関する状況

### ⑩ 小さな子どものいる夫婦の家事・育児の実施状況

6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児の実施状況を、夫の1日当たりの行動者率で見ると、令和3年で妻・夫共に有業(共働き)の世帯では家事で36.0%、育児で39.7%となっており、夫が有業で妻が無業の世帯では家事で24.7%、育児で42.0%となっています。平成28年と比較すると、家事、育児ともに増加しています。



資料：令和3年社会生活基本調査

※「夫婦と子供の世帯」における6歳未満の子供を持つ夫の1日当たりの「家事」及び「育児」の行動者率(週全体平均)

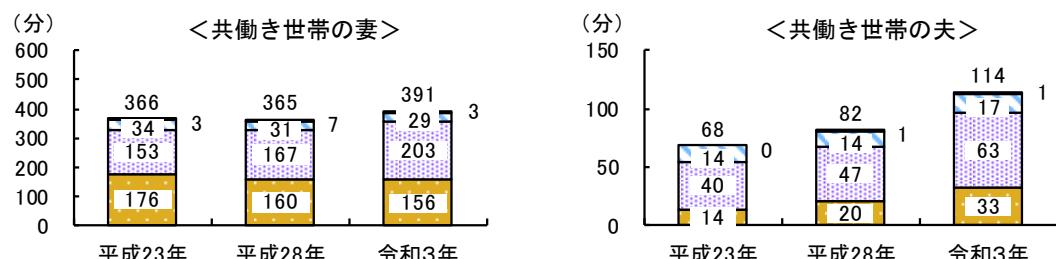
行動者率……該当する種類の行動をした人の割合(%)

非行動者率……100%－行動者率

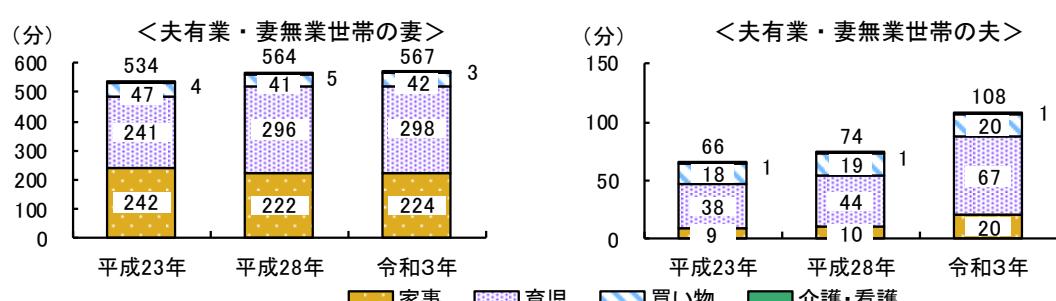
## ⑪ 6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間の推移

6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児関連時間の推移を見ると、夫の家事・育児関連時間は、いずれの世帯も増加傾向にあるものの令和3年では共働き世帯の夫で114分、夫有業・妻無業世帯の夫で108分と妻と比較すると低くなっています。

6歳未満の子供を持つ夫婦（夫が有業で妻も有業（共働き）の世帯）



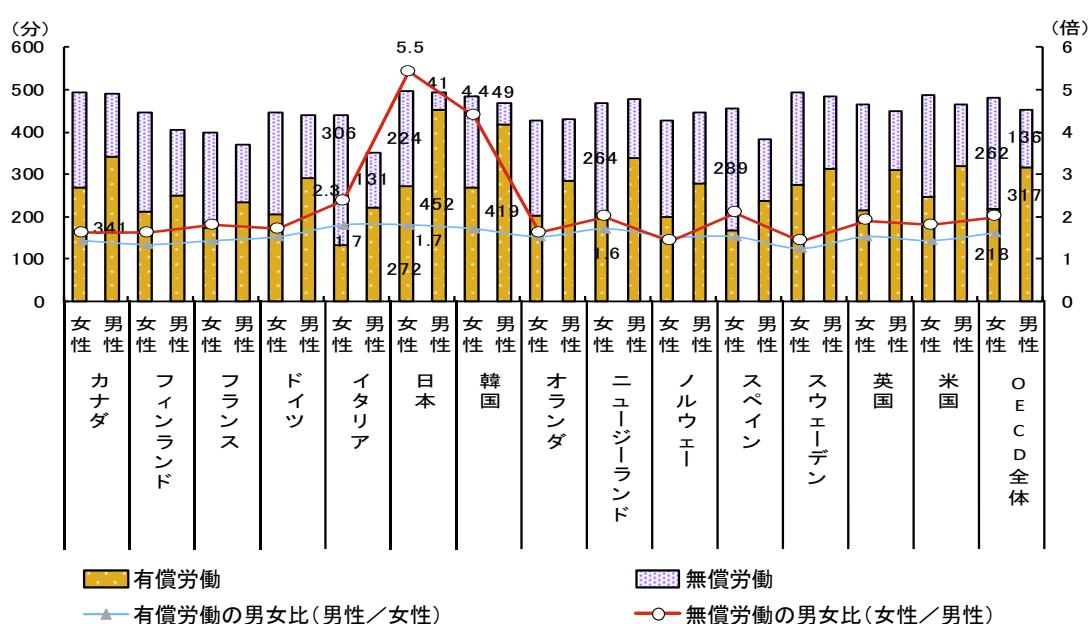
6歳未満の子供を持つ夫婦（夫が有業で妻は無業の世帯）



資料：令和3年社会生活基本調査

## ⑫ 15～64歳の男女別に見た1日当たりの生活時間の国際比較(週全体平均)

日本女性の有償労働時間と無償労働時間は、比較国と大きな差はみられませんが、日本男性の有償労働時間は極端に長くなっています。総労働時間に占める割合は92%に達しています。



資料：令和2年版男女共同参画白書

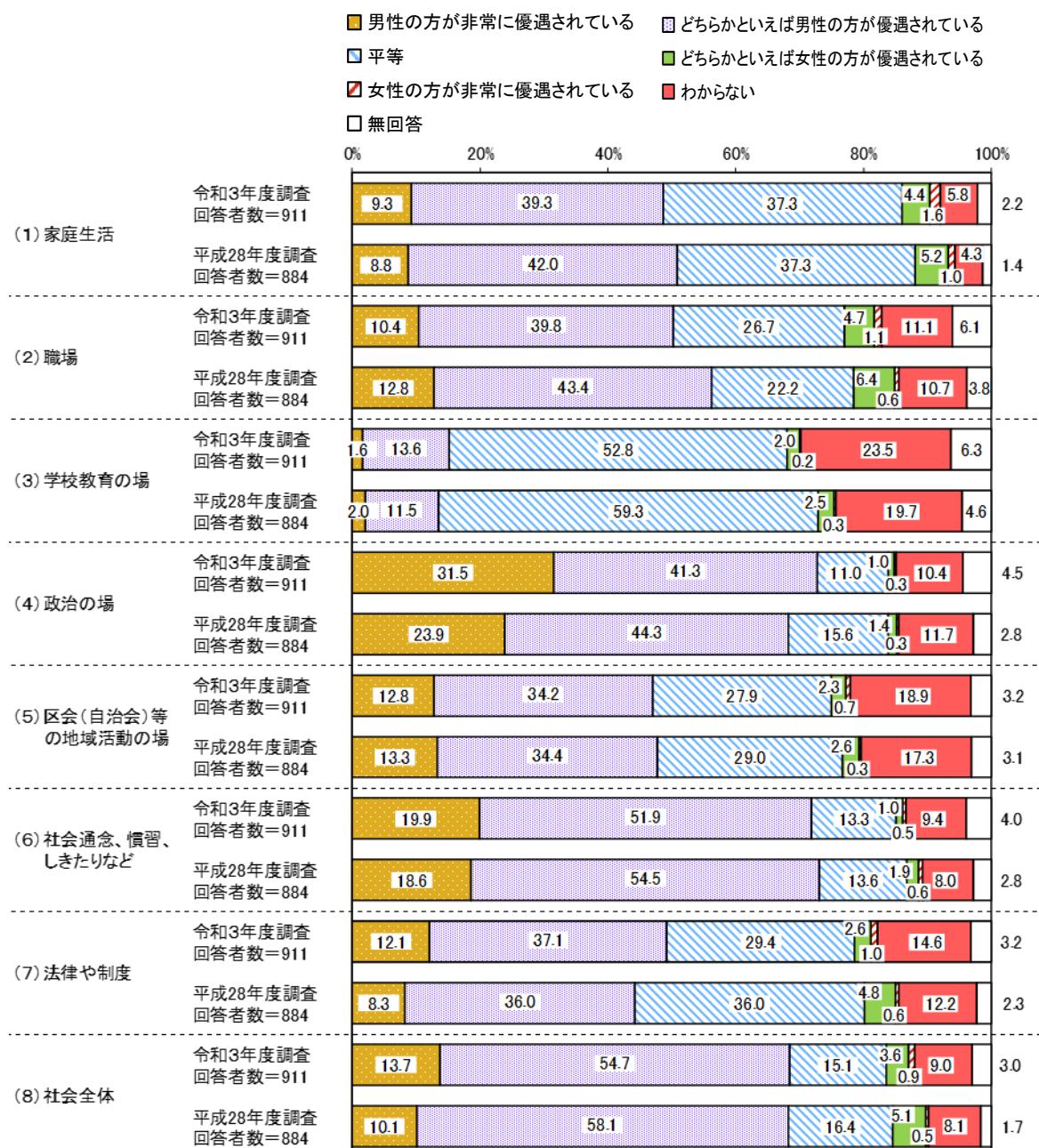
### 3 / 令和3年度つくば市男女共同参画に関する市民意識調査結果(概要)

#### (1)男女共同参画の意識について

##### ① 男女の地位の平等感【市民意識調査】

『学校教育の場』以外の全ての項目で、「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた“男性の方が優遇されている”の割合が高くなっています。特に、『政治の場』『社会通念、慣習、しきたりなど』『社会全体』では、“男性の方が優遇されている”の割合が高くなっています。また、『学校教育の場』では「平等」の割合が最も高くなっています。

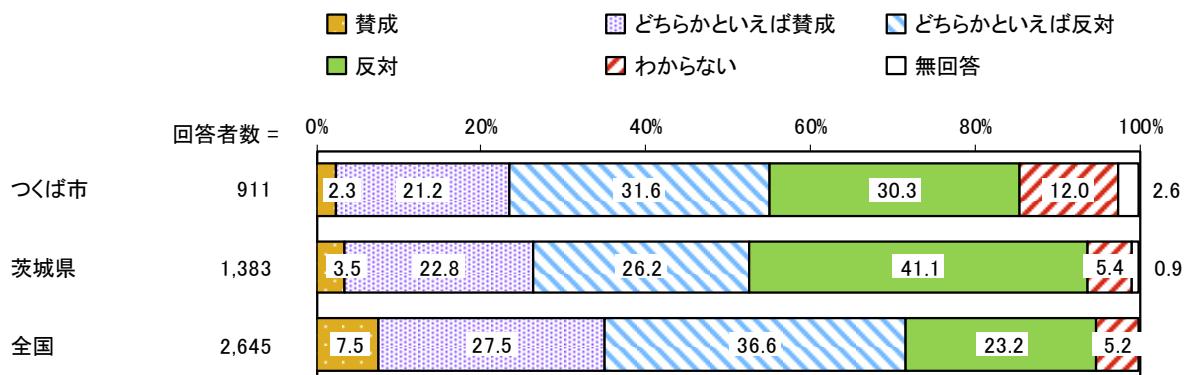
平成28年度調査と比較すると、『学校教育の場』『政治の場』『法律や制度』『社会全体』では、“男性の方が優遇されている”の割合が増加しています。



## ② 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方【市民意識調査】

「賛成」と「どちらかといえば賛成」をあわせた“賛成”的割合が23.5%、「どちらかといえば反対」と「反対」をあわせた“反対”的割合が61.9%となっています。

全国、茨城県と比較すると、“賛成”的割合が低くなっています。

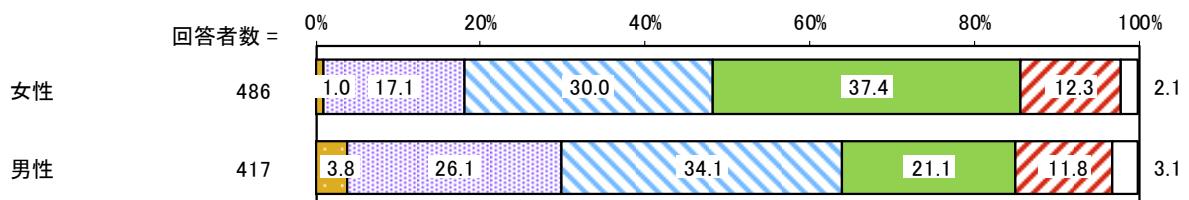


※茨城県:令和元年度 県民意識調査

全国:令和元年度 男女共同参画社会に関する世論調査

### 【性別】

性別でみると、男性に比べ、女性で“反対”的割合が高くなっています。一方、女性に比べ、男性で“賛成”的割合が高くなっています。



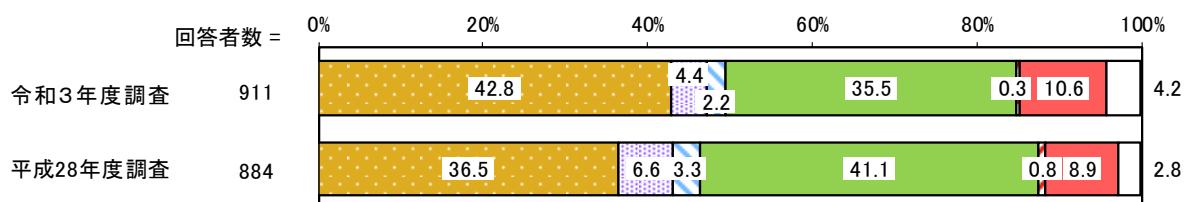
## (2)女性の働き方

### ① 女性が職業をもつことに対する考え方【市民意識調査】

「女性は子どもが生まれても、ずっと仕事を続ける方がよい」の割合が42.8%と最も高く、次いで「女性は出産や子育てで一度退職し、その時期が過ぎたら再び仕事をもつ方がよい」の割合が35.5%となっています。

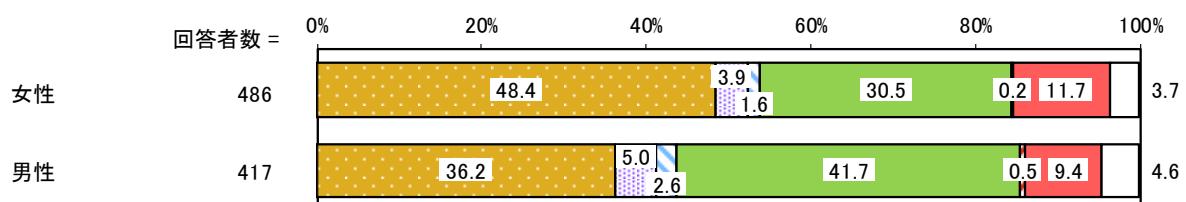
平成28年度調査と比較すると、「女性は子どもが生まれても、ずっと仕事を続ける方がよい」の割合が増加しています。一方、「女性は出産や子育てで一度退職し、その時期が過ぎたら再び仕事をもつ方がよい」の割合が減少しています。

- 女性は子どもが生まれても、ずっと仕事を続ける方がよい
- 女性は子どもができるまでは、仕事を続けた方がよい
- 女性は結婚するまでは、仕事を続けた方がよい
- 女性は出産や子育てで一度退職し、その時期が過ぎたら再び仕事をもつ方がよい
- 女性は仕事を一生もたない方がよい
- その他
- 無回答



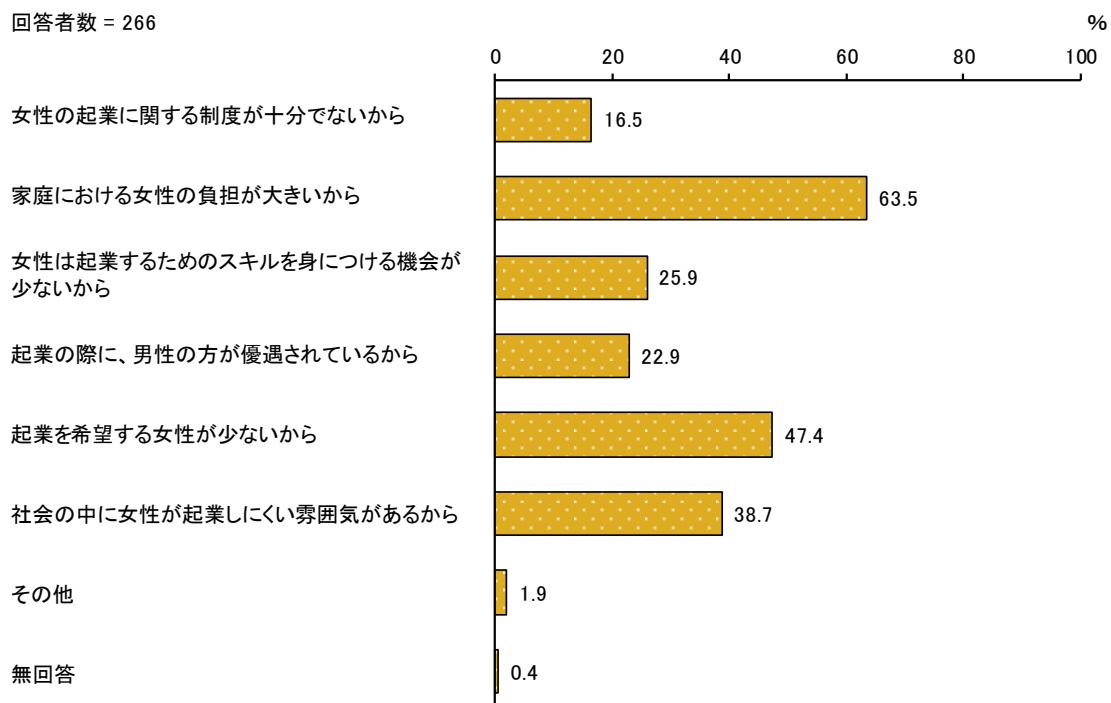
### 【性別】

性別でみると、男性に比べ、女性で「女性は子どもが生まれても、ずっと仕事を続ける方がよい」の割合が高くなっています。一方、女性に比べ、男性で「女性は出産や子育てで一度退職し、その時期が過ぎたら再び仕事をもつ方がよい」の割合が高くなっています。



## ② 女性が起業して社会に出ていないと思う理由(複数選択)【市民意識調査】

「家庭における女性の負担が大きいから」の割合が63.5%と最も高く、次いで「起業を希望する女性が少ないから」の割合が47.4%、「社会の中に女性が起業しにくい雰囲気があるから」の割合が38.7%となっています。



### 【性別】

性別でみると、男性に比べ、女性で「家庭における女性の負担が大きいから」「起業の際に、男性の方が優遇されているから」「社会の中に女性が起業しにくい雰囲気があるから」の割合が高くなっています。

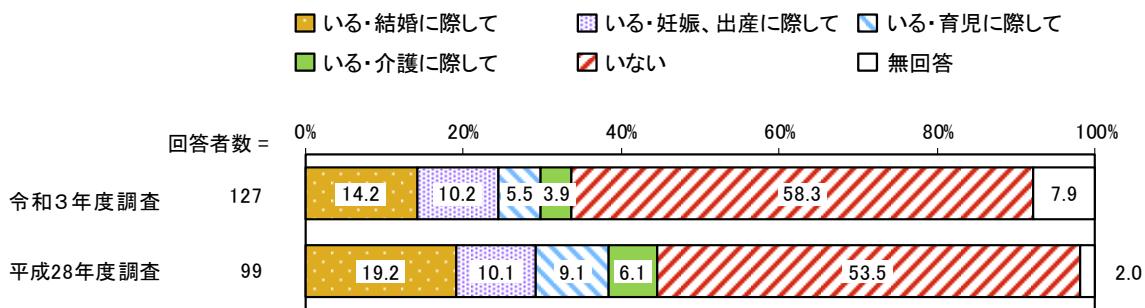
単位:%

区分	回答者数(件)	女性の起業に関する制度が十分でないから	家庭における女性の負担が大きいから	女性は起業するためのスキルを身につける機会が少ないのであるから	起業の際に、男性の方が優遇されているから	起業を希望する女性が少ないから	社会の中に女性が起業しにくい雰囲気があるから	その他	無回答
女性	131	15.3	70.2	24.4	29.8	45.0	42.0	0.8	0.8
男性	131	18.3	58.0	27.5	16.8	48.9	35.1	3.1	-

### (3) ライフィベントにおける離職状況

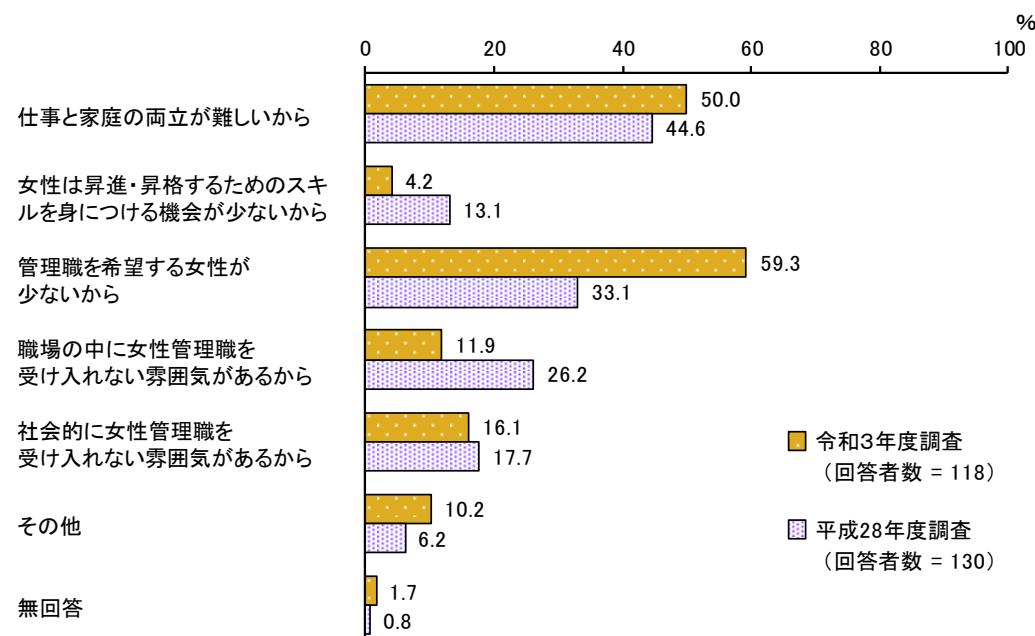
#### ① 結婚、出産、育児、または介護に際して退職した従業員の有無【事業所調査】

「いない」の割合が58.3%と最も高く、次いで「いる・結婚に際して」の割合が14.2%、「いる・妊娠、出産に際して」の割合が10.2%となっています。



#### ② 市職員の女性管理職が増えないと思う理由(複数選択)【職員意識調査】

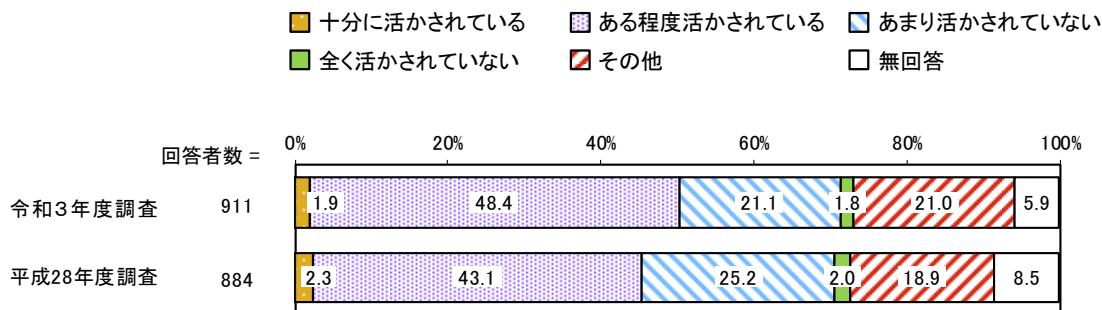
市職員において、今後女性が管理職に就く機会が増えると「思う」の割合は86.3%で、「思わない」の割合は13.1%でした。「思わない」と回答した職員のうち、女性管理職が増えないと思う理由として、「管理職を希望する女性が少ないから」の割合が59.3%と最も高く、次いで「仕事と家庭の両立が難しいから」の割合が50.0%、「社会的に女性管理職を受け入れない雰囲気があるから」の割合が16.1%となっています。



## (4)市政運営について

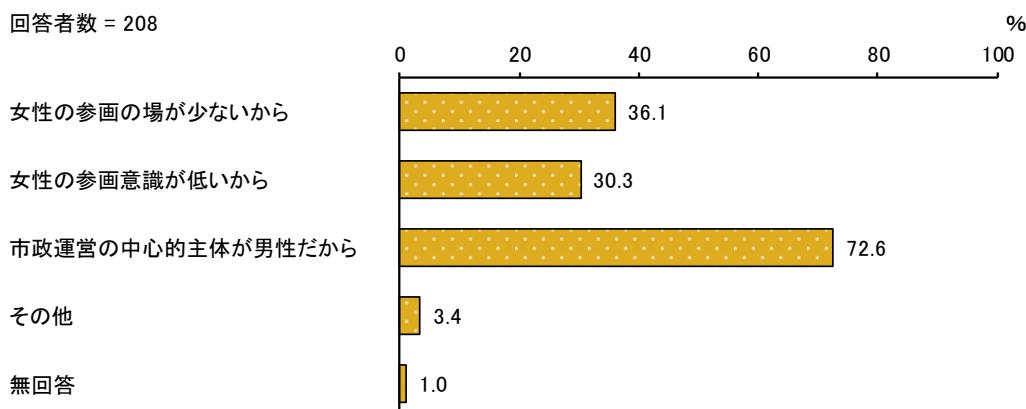
### ① つくば市の市政運営における女性の意見や視点の反映【市民意識調査】

「十分に活かされている」と「ある程度活かされている」をあわせた“活かされている”的割合が50.3%、「あまり活かされていない」と「全く活かされていない」をあわせた“活かされていない”的割合が22.9%となっています。



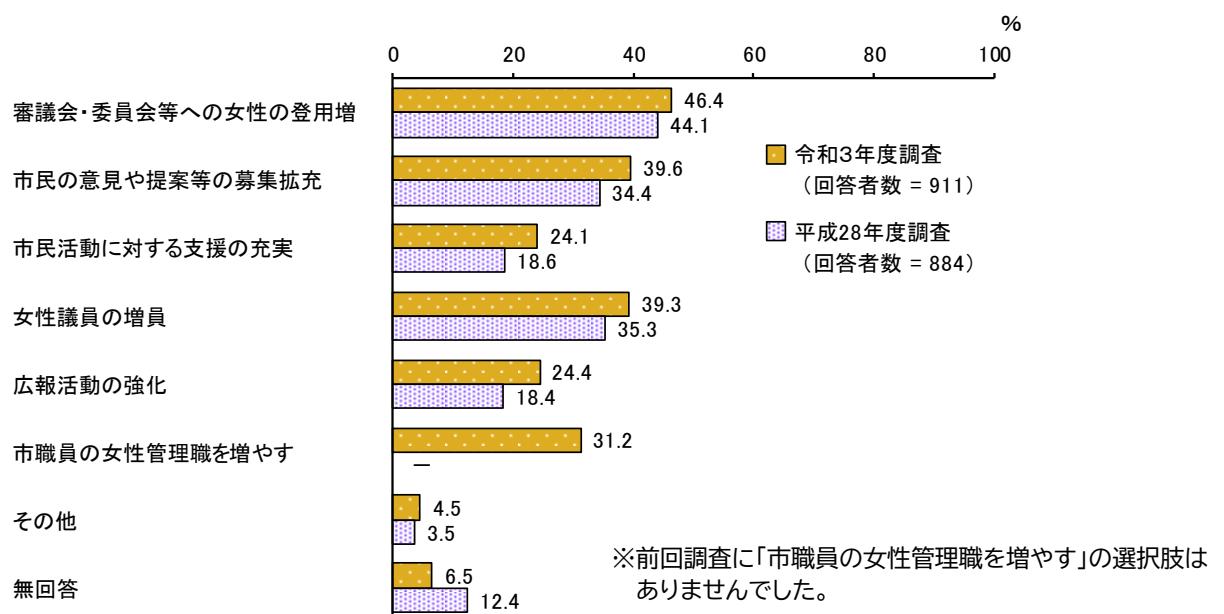
### ② 活かされていない理由(複数選択)【市民意識調査】

「市政運営の中心的主体が男性だから」の割合が72.6%と最も高く、次いで「女性の参画の場が少ないから」の割合が36.1%、「女性の参画意識が低いから」の割合が30.3%となっています。



### ③ 市政への女性参画の有効策(複数選択)【市民意識調査】

「審議会・委員会等への女性の登用増」の割合が46.4%と最も高く、次いで「市民の意見や提案等の募集拡充」の割合が39.6%、「女性議員の増員」の割合が39.3%となって います。

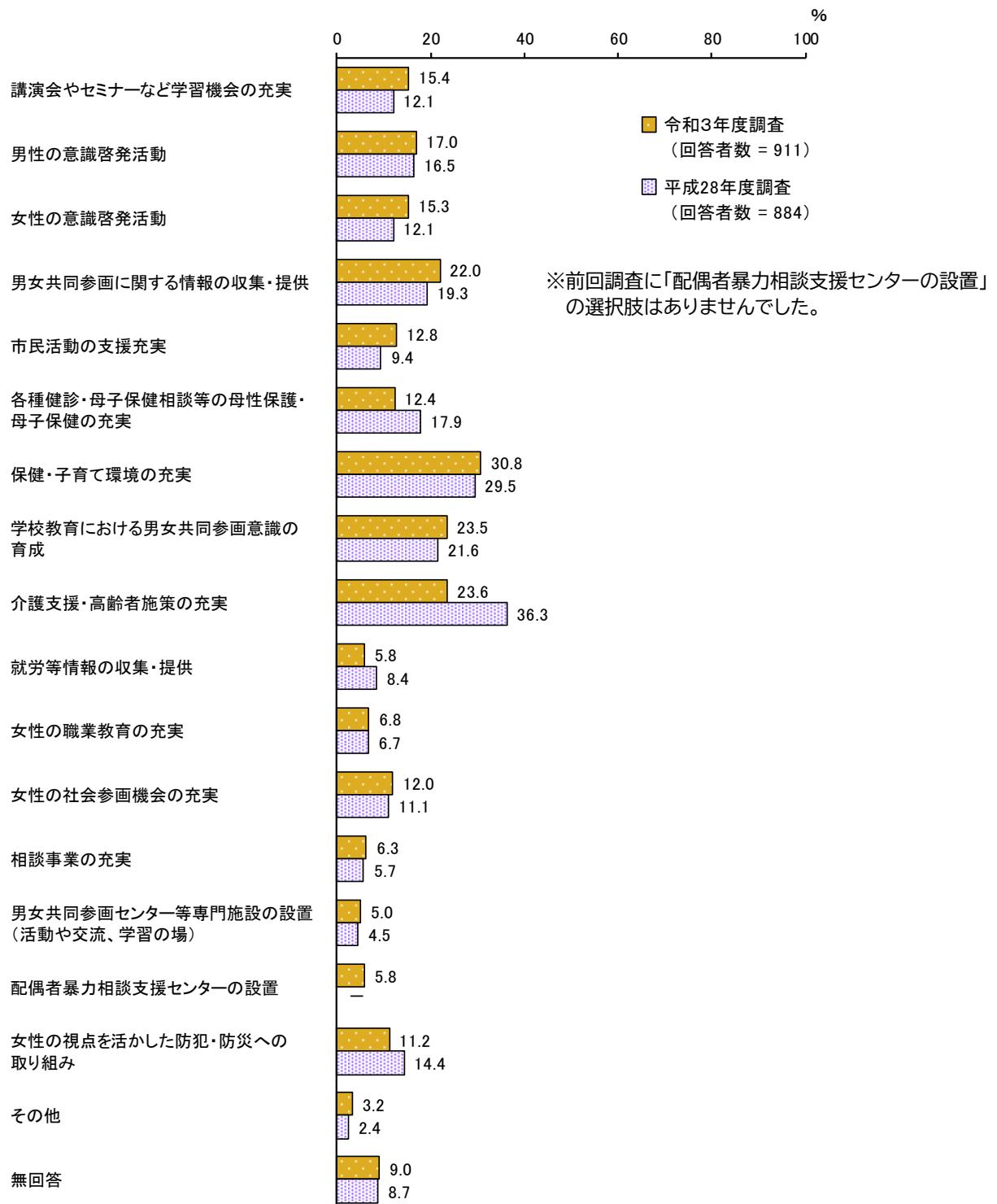


#### ④ 男女共同参画社会の実現に向けて市が取り組むべきこと(複数選択)

##### 【市民意識調査】

「保健・子育て環境の充実」の割合が30.8%と最も高く、次いで「介護支援・高齢者施策の充実」の割合が23.6%、「学校教育における男女共同参画意識の育成」の割合が23.5%となっています。

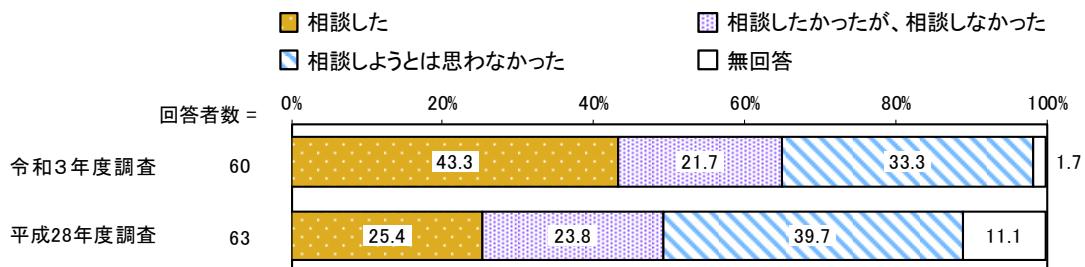
平成28年度調査と比較すると、「各種健診・母子保健相談等の母性保護・母子保健の充実」「介護支援・高齢者施策の充実」の割合が減少しています。



## (5)人権について

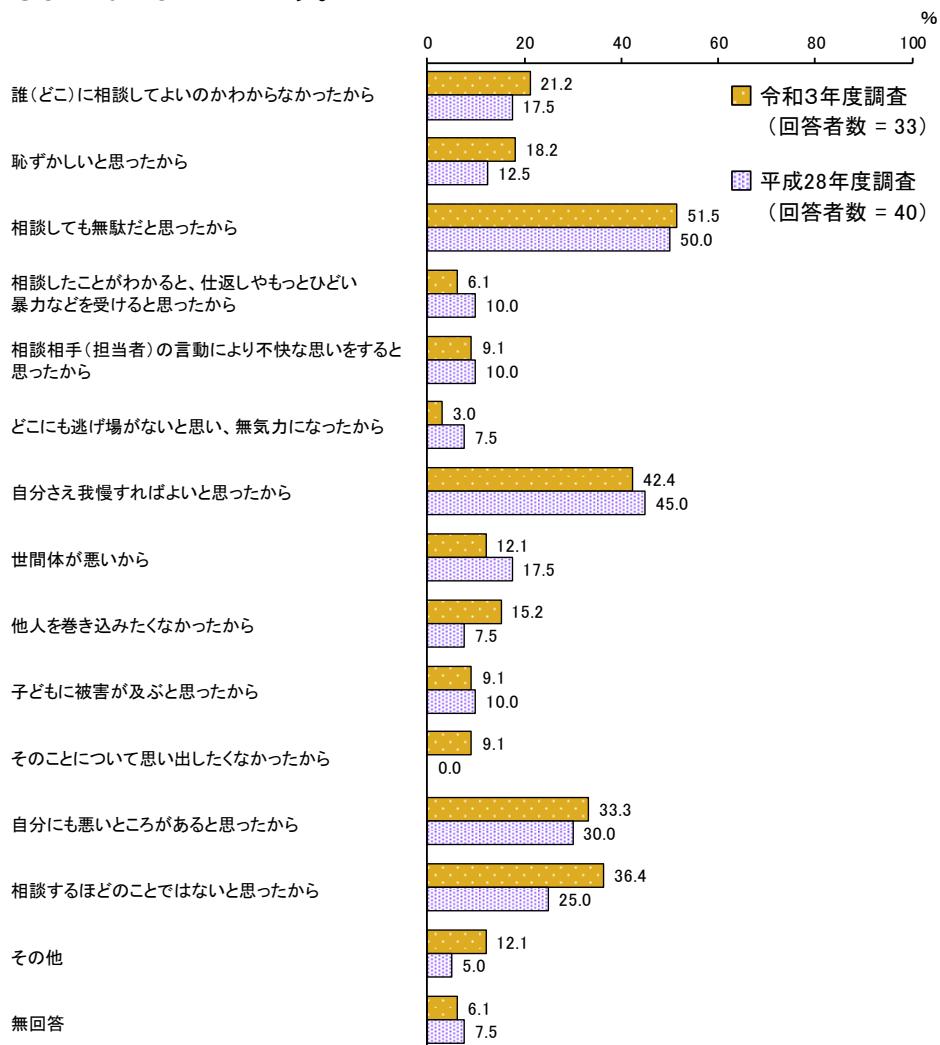
### ① DVを受けた人の相談の有無【市民意識調査】

「相談した」の割合が43.3%と最も高く、次いで「相談しようとは思わなかった」の割合が33.3%、「相談したかったが、相談しなかった」の割合が21.7%となっています。



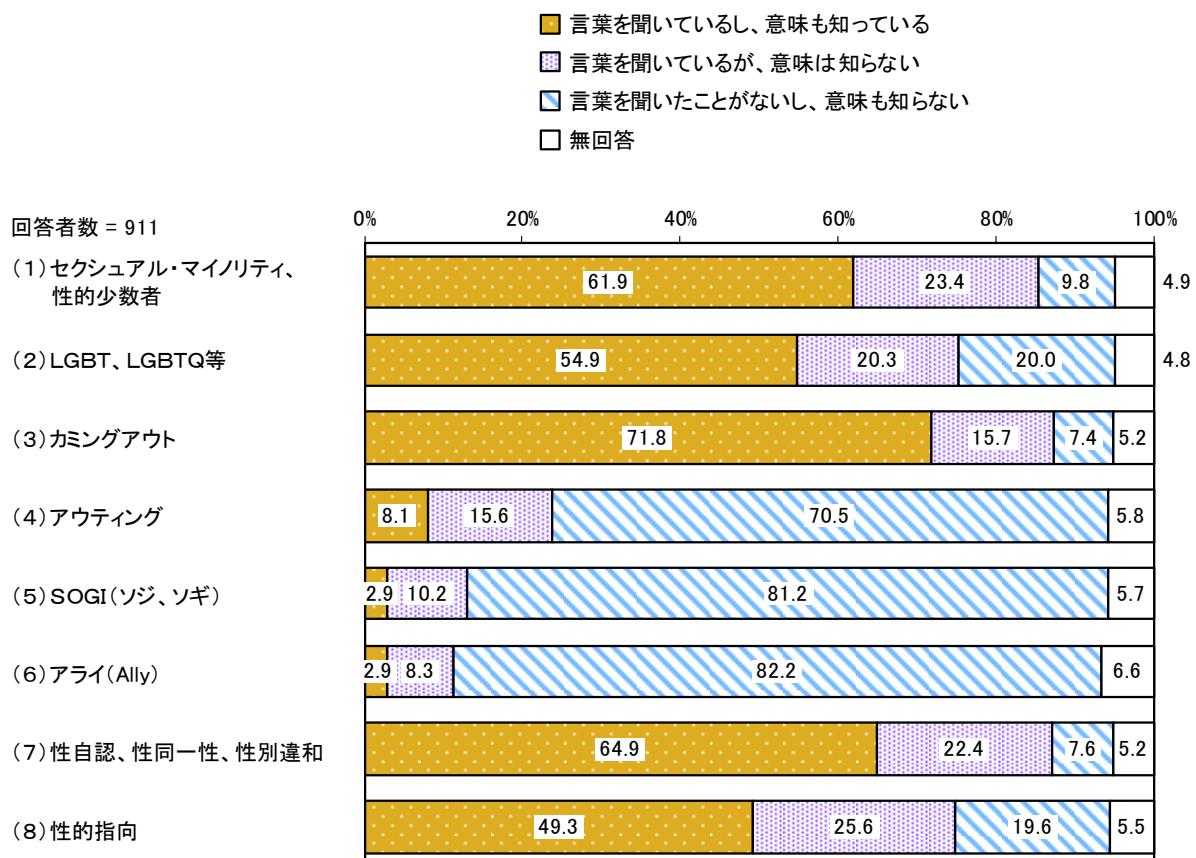
### ② 相談しなかった理由(複数選択)【市民意識調査】

「相談しても無駄だと思ったから」の割合が51.5%と最も高く、次いで「自分さえ我慢すればよいと思ったから」の割合が42.4%、「相談するほどのことではないと思ったから」の割合が36.4%となっています。



### ③ 性的少数者に関する言葉の認知度【市民意識調査】

『セクシュアル・マイノリティ、性的少数者』『LGBT、LGBTQ等』『カミングアウト』『性自認、性同一性、性別違和』『性的指向』の項目で、「言葉を聞いているし、意味も知っている」の割合が高くなっています。一方、『アウティング』『SOGI(ソジ、ソギ)』『アライ(Ally)』の項目で、「言葉を聞いたことがないし、意味も知らない」の割合が高くなっています。

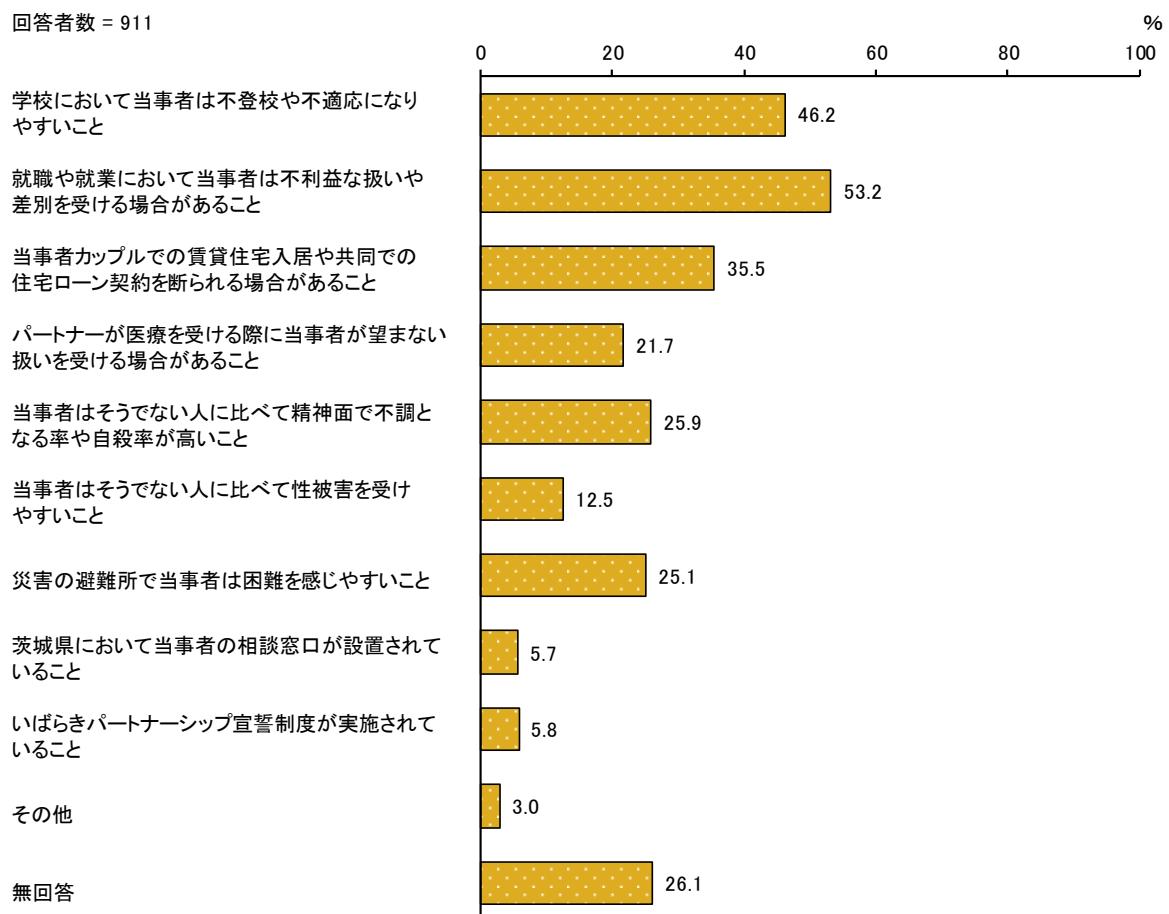


#### 用語解説

アウティング	人の性自認、性的指向を、本人の了承を得ずに他の人に暴露すること。
SOGI(ソジ、ソギ)	セクシュアルオリエンテーションとジェンダー・アイデンティティ(Sexual Orientation and Gender Identity)の頭文字をとった略語で、「性的指向と性自認」のことを指す。
アライ(Ally)	性的マイノリティの人達を理解し支援する人達のこと、またはその考え方。

#### ④ 性的少数者に関する認知度(複数選択)【市民意識調査】

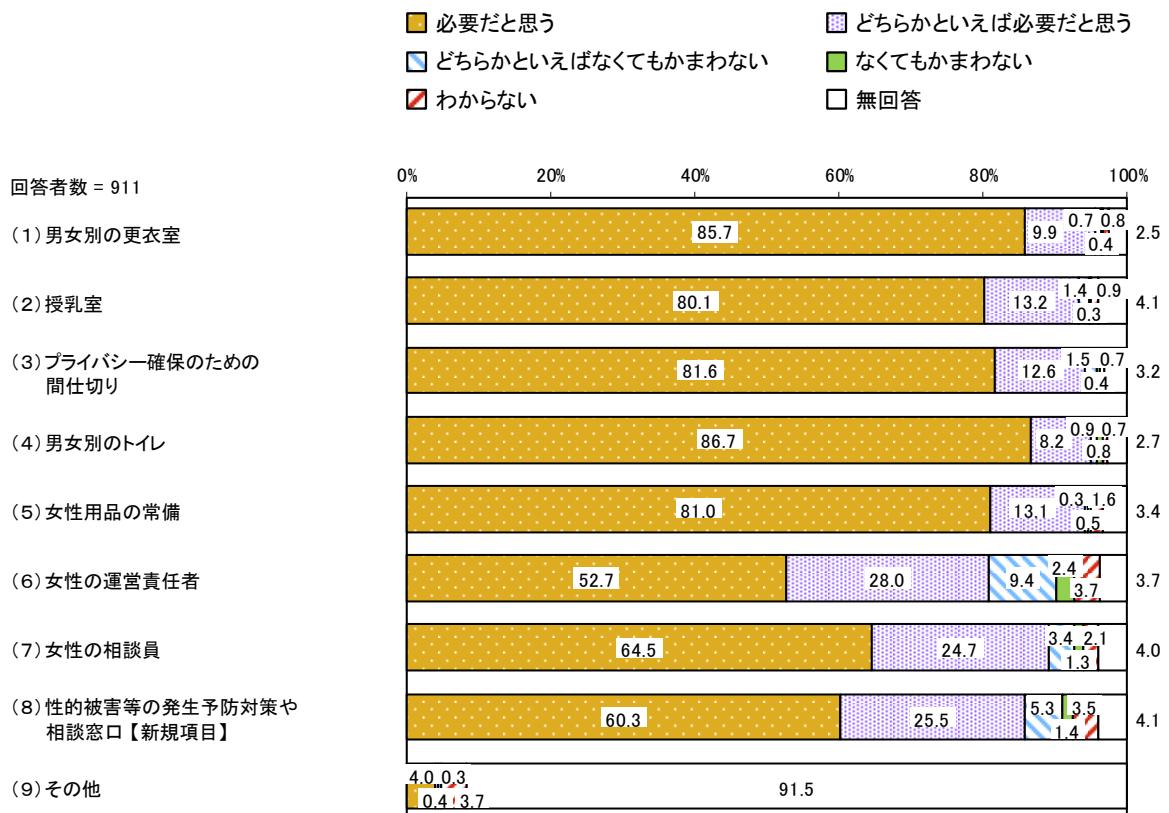
「就職や就業において当事者は不利益な扱いや差別を受ける場合があること」の割合が53.2%と最も高く、次いで「学校において当事者は不登校や不適応になりやすいこと」の割合が46.2%、「当事者カップルでの賃貸住宅入居や共同での住宅ローン契約を断られる場合があること」の割合が35.5%となっています。



## (6)災害について

### ① 災害時に避難所に必要なもの【市民意識調査】

『男女別の更衣室』『授乳室』『プライバシー確保のための間仕切り』『男女別のトイレ』『女性用品の常備』の項目で、「必要だと思う」と「どちらかといえば必要だと思う」をあわせた“必要だと思う”的割合が高くなっています。



## 4 / つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)の推進状況

### (1)評価一覧

「つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)」では、3つの基本目標のもとで28の施策を推進してきました。令和3(2021)年度の推進計画について、以下のA～Eの基準により、各施策の実施度の評価を行った結果は、次のとおりでした。

#### 【計画実施度の評価】

A	順調(当初の計画以上に施策を実施した)
B	おおむね順調(当初の計画どおり施策を実施した)
C	遅れ(当初計画した施策を一部実施できなかつた)
D	未実施(当初計画した施策を全部実施できなかつた)
E	終了(計画期間(2018～2022)途中に終了した施策)

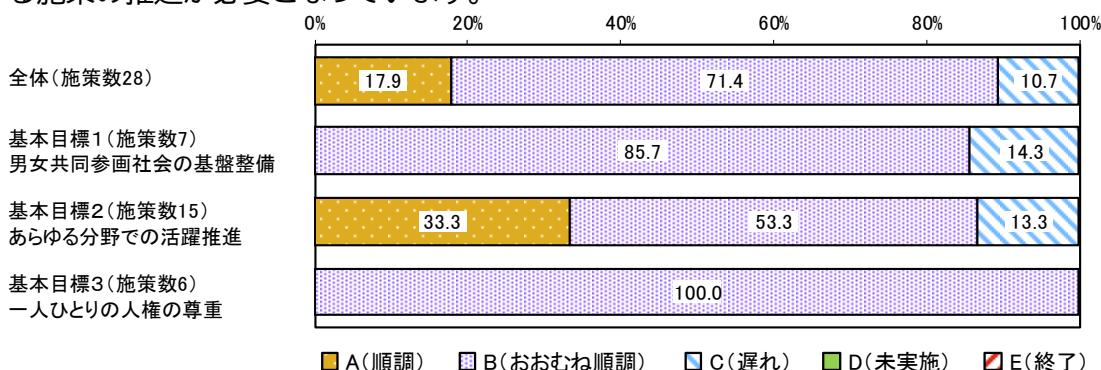
全体で見ると17.9%の施策が評価A、71.4%の施策が評価B、評価Cの施策は10.7%、評価D、評価Eはありませんでした。

基本目標別に見ると、基本目標3(一人ひとりの人権の尊重)では、全ての施策が評価Bでした。

また、基本目標2(あらゆる分野での活躍推進)で評価Aの施策が4つ(「起業・創業を目指す人への情報提供・資金面の援助」「女性の参画が少ない分野での支援」「男性の家庭生活への参画促進」「男性職員の育児休業取得促進」)ありました。

一方、基本目標1(男女共同参画社会の基盤整備)で評価Cの施策が1つ(「男女共同参画を推進するためのセミナー開催」)、基本目標2(あらゆる分野での活躍推進)で評価Cの施策が2つ(「審議会等委員の女性委員の登用」「女性職員の管理職等登用の推進」)ありました。

施策の担当部署は、施策の85.7%は評価Aもしくは評価Bであり、順調又はおおむね順調に施策を実行していると評価しています。一方、市民意識調査では、社会全体の男女の地位に対する平等意識は、7割近くが男性優遇と回答する結果となっており、さらなる施策の推進が必要となっています。



また、計画で設定した指標について、令和3年度の実績値を前計画の将来指標(令和4年度)とともに以下に示します。

**【指標一覧】**

No.	項目	基準値 (平成28年度)	実績値 (令和3年度)	前計画の将来指標 (令和4年度)
1-1	男女共同参画セミナー参加者数	男 42人 女 509人	男 75人 女 151人	男 100人 女 350人
2-1	つくば市ふるさとハローワークでの女性の正規雇用の就業者数	273人	143人	350人
2-1	特定創業支援事業による女性の創業者数	11人	21人	15人
2-1	家族経営協定締結累計	193件	209件	205件
2-2	マタニティサロンの夫又はパートナーの参加者の割合	41.5%	46.3%	44.4%
2-2	保育所待機児童数	114人 <small>平成29年(2017年)4月1日現在</small>	3人 <small>令和4年(2022年)4月1日現在</small>	0人
2-2	病児・病後児保育実施施設数	3施設	8施設	4施設
2-2	放課後児童クラブ受け入れ児童数	3,090人	5,013人	4,028人
2-3	審議会等委員の女性委員の割合	全体で 30.0% <small>平成29年(2017年)4月1日現在</small>	女性委員 30%以上の審議会の割合 48.5% <small>令和4年(2022年)4月1日現在</small>	各審議会毎に 30.0% (目標 100%)
2-3	審議会等委員の女性の長の割合	全体で 9.4% <small>平成29年(2017年)4月1日現在</small>	全体で 6.1% <small>令和4年(2022年)4月1日現在</small>	全体で 30.0%
2-4	市職員(行政職)の管理職に占める女性の割合 (課長補佐職以上)	23.5% <small>平成29年(2017年)4月1日現在</small>	24.4% <small>令和4年(2022年)4月1日現在</small>	28.0%
2-4	市職員(行政職)の係長職に占める女性の割合	19.1% <small>平成29年(2017年)4月1日現在</small>	40.3% <small>令和4年(2022年)4月1日現在</small>	50.0%
2-4	男性職員の2週間以上の育児休業取得	5.4%	89.6%	100.0%
3-2	男性のための電話相談	4回／年	6回／年	6回／年

【「男女共同参画に関する市民意識調査」における実績値】

No.	項目	平成23年 (2011年)	平成28年 (2016年)	令和3年 (2021年)	令和3年 (2021年) (目標値)
1	市民意識調査 家庭生活において男女平等になっていると思う割合	37.6%	37.3%	37.3%	50.0%
2	市民意識調査 社会通念、慣習、しきたりにおいて男女平等となっていると思う割合	13.9%	13.6%	13.3%	50.0%
3	市民意識調査 仕事と家庭生活を優先することを希望する人の割合と現実に仕事と家庭生活を優先している人の割合の差	10.2%	7.1%	4.4%	3.0%
4	市民意識調査 DV相談した人の割合 (DV相談した人/DV受けたことがある人)	37.0% (30/81)	25.4% (16/63)	43.3% (26/60)	50.0% (20/40)
5	市民意識調査 「つくば市女性のための相談室」を知っている割合	20.0%	33.8%	35.6%	50.0%
6	市民意識調査 女性活躍推進法の認知度	—	20.9%	37.4%	50.0%
7	事業所調査 雇用機会における均等の実態：採用が均等になっている割合	68.1%	64.6%	74.0%	80.0%
8	事業所調査 ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所の割合	50.3%	48.5%	71.6%	70.0%
9	職員意識調査 男女共同参画の視点を持つて事業・業務を行っている人の割合	54.8%	57.5%	65.9%	90.0%
10	職員意識調査 ワーク・ライフ・バランスに対する職場の理解度	—	66.6%	81.0%	90.0%

【男女共同参画社会の形成状況を把握するための参考値】

No.	項目	現状値	
		平成29年(2017年)4月1日現在	令和4年(2022年)4月1日現在
1-3	消防吏員に占める女性の割合	2.0%	4.0% (13/323)
1-3	消防団員に占める女性の割合	2.8%	2.9%
2-1	女性の認定農業者数	9人 (うち法人代表 2人含む)	15人
2-2	地域子育て支援拠点施設数	8施設	10施設
2-3	区長に占める女性の割合	4.1%	6.5% (39/601)
2-3	市議会議員の女性の割合	25.0%	28.6% (8/28)
2-4	市職員(行政職)の課長補佐職に占める女性の割合	35.5% (54/152)	33.2% (64/193)
2-4	市職員(行政職)の課長職に占める女性の割合	10.0% (8/80)	17.0% (17/100)
2-4	市職員(行政職)の次長職に占める女性の割合	10.3% (4/39)	6.1% (2/33)
2-4	市職員(行政職)の部長職に占める女性の割合	7.1% (1/14)	6.3% (1/16)

令和4年(2022年)7月1日現在

## 5 / 本市が取り組むべき男女共同参画における今後の課題

### ■男女共同参画意識の醸成を図るための普及啓発

男女共同参画に関するさまざまな取り組みが社会全体で進められているものの、依然として人々の意識が変わるまでには至っておらず、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が残っているとされています。

このような固定的な意識や思い込みが、ジェンダー問題に対する認識の齟齬やルッキズム(外見に基づく差別・偏見)につながることも考えられ、引き続き、意識の醸成に努めていくことが必要です。

つくば市においても、男女の地位の平等に関する意識は、前回調査から大きな変化はなく、依然として男性優遇の傾向が見られることから、引き続き男女共同参画意識の醸成が必要です。また、男女共同参画を進めることは、全ての人が暮らしやすくなるという理解が促進されるよう、意識啓発のためのセミナー開催や情報提供を充実させていく必要があります。

### ■ワーク・ライフ・バランスの推進とあらゆる分野での女性活躍の促進

意識調査において、結婚、出産、育児または介護に際して退職した従業員の割合は減少していますが、退職した従業員の割合のうち、大半を女性が占めている現状です。育児や介護等で一時離職しても、就業を希望する人の再チャレンジを応援するため、仕事と家庭の両立や再就職について、学習機会や情報の提供を図る必要があります。

また、つくば市の市政運営に女性の意見や視点が十分に活かされていると思う市民が約5割程度となっています。そのため、引き続き委員会や審議会等への女性の参画を促進し、政策・方針決定の場における女性の参画をより一層進める必要があります。さらに、市職員の女性管理職への昇進意欲を高めるための意識啓発や職場環境の整備も進める必要があります。

## ■一人一人の人権尊重の推進

DVは、被害者への重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会の実現を妨げるものであり、DV防止法や国、茨城県の基本計画でも最重要課題のひとつとして取り上げられています。DVに関する正しい知識の普及が今後も必要であり、「いかなる暴力も絶対に許さない」という意識の確立が求められます。

市民意識調査でも、DVを受けた際に相談する人の割合は増えているものの、相談しない人も依然として一定の割合を占めていることから、相談窓口の周知やDVに関する情報提供の充実を図るとともに、被害者の一時保護や自立支援に対し、関係機関との連携を図り、きめ細かく対応することが必要です。

また、性的少数者やLGBTQ等の言葉や意味の認知度の割合は高くなってきており、性的少数者に関する正しい理解が深まるよう、引き続き情報提供、広報・啓発を図る必要があります。

## ■誰もが安心して暮らせる環境の整備

大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かしますが、とりわけ、女性や子供、高齢者などがより多くの影響を受けると想定されます。市民意識調査においても、避難所における女性等への配慮が必要だと多くの市民が感じており、女性の視点からの防災の取組を進める必要があります。

我が国の令和3年の平均寿命は女性が87.57歳、男性が81.47歳と前年度を下回りはしたが、医療が進歩するなか、健康意識も浸透してきており、寿命の延びという大きなトレンドは今後も変わらないと考えられています。人生百年時代を見据えて、一人一人のヘルスリテラシー（健康について最低限知っておくべき知識）を向上させるなどの支援が必要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、女性の雇用、所得に特に影響が強く現れており、経済的困難に陥るひとり親家庭への支援も必要となっています。

## 1 / 基本理念

本市では、平成16年3月に制定・施行した「つくば市男女共同参画社会基本条例」において、次の5つの基本理念を掲げています。本計画は、この基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた本市の基本的な考え方や方向性を定めるものです。

- 1 男女の人権の尊重
- 2 男女の自立と多様な生き方の選択
- 3 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 4 あらゆる場面における情報や意思の円滑な交換
- 5 國際的協調

### <参考> つくば市男女共同参画社会基本条例一部抜粋

第3条 男女共同参画社会の実現は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が一人の人間として性別により差別されることなく、その人権が尊重されること。
- (2) 男女が社会的文化的に形成された性差による固定的な役割を強制されることなく、自立した個人としてその能力を十分に發揮し、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができるよう配慮されること。
- (3) 政策又は方針の立案、決定等意思決定の過程への女性の参画を促進するため、女性が自らの意識及び能力を高め、主体的に思考し、かつ、行動できるように配慮されること。
- (4) 社会のさまざまな構成員が、あらゆる機会や場面において、必要な情報及び意思の交換が円滑にできるよう配慮されること。
- (5) 國際的協調の下に行われること。

## 2 / 基本目標

本計画の基本理念に基づき、4つの基本目標を掲げて施策の推進に取り組みます。

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた基盤の整備

家庭や地域、職場、学校などあらゆる場面において、誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、固定的な性別役割分担意識を解消し、市民が性別にかかわりなく多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識を醸成します。

また、全ての人が男女共同参画に関する認識を深められるよう、様々な機会を通して分かりやすい広報・啓発活動を行います。

さらに、生涯にわたって意識が醸成されるよう、児童生徒の発達段階に応じて学校などのあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

### 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活気ある社会を構築するために、法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報等を充実します。

また、女性が出産、子育て、介護等の理由により離職することなく、多様なライフスタイルに応じた働き方の選択ができるように、育児休業や介護休業取得のための支援等、男性が家庭責任を担える就業環境の整備や社会的気運の醸成に取り組みます。

さらに、市や市の職員が、模範となるように女性委員や管理職等への積極的な登用に率先して取り組みます。

### 基本目標Ⅲ 一人一人の人権の尊重

重大な人権侵害であるドメスティック・バイオレンス(DV)等に対応するため、DVや各種ハラスメントを許さない社会意識を醸成するとともに、相談窓口の周知などDVや性犯罪等の被害者が相談しやすい体制づくりの構築や関係機関との連携強化など、被害者の早期発見・早期対応と自立支援を目指します。

また、性の多様性や性的少数者への正しい理解を促進するための情報発信や意識啓発を進めます。

### 基本目標Ⅳ 安全・安心な暮らしの実現

生涯にわたり心豊かな暮らしを実践するために、性差に応じた健康課題に対応できるよう、女性特有の健康予防についての正しい知識を普及し、健康支援を目指します。

また、ひとり親家庭など生活上の困難に陥りやすい人々に対して、各種支援サービス等の環境整備を行い、生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる男女共同参画の視点に立った包括的なきめ細やかな支援体制の構築を目指します。

さらに、東日本大震災や近年日本各地で発生している豪雨などの大規模な災害から防災・減災への女性参画の重要性に鑑み、男女共同参画や女性等への配慮の視点を取り入れた「防災」の取り組みについて充実を図ります。

### 3 / 施策の体系

[ 基本目標 ]

[ 施策の方向性 ]

[ 施策 【施策番号】 ]

#### I 男女共同参画社会に向けた基盤の整備

(1) 広報・啓発のさらなる推進

- 男女共同参画を推進するためのセミナー開催【1】
- 男女共同参画情報発信【2,3】

(2) 男女共同参画意識醸成のための教育の充実

- 学校での男女共同参画の視点に立った教育【4,5,6】

#### II あらゆる分野における男女共同参画の推進

(1) 職業生活における活躍推進

- ◆女性の多様な働き方に関する支援【7,8】
- ◆女性の参画が少ない分野での支援【9,10】
- ◆女性活躍促進に向けた公共調達の評価項目の設定【11】

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の環境整備

- ◆男性の育児休業取得を促進するための企業への支援【12】
- ◆男性の家庭生活への参画促進【13,14,15】
- ◆育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり【16,17,18】
- ◆労働環境改善のための情報提供・啓発【19】

(3) 市政における女性の参画促進

- ◆審議会等委員の女性委員の登用【20】

(4) 市と市職員が率先して行う取組

- ◆女性職員の管理職等登用の推進【21】
- ◆育児休業・介護休暇等が取得しやすい環境づくり【22】
- ◆職場におけるハラスメント防止対策の推進【23】

#### III 一人一人の人権の尊重

(1) 配偶者等暴力（DV）根絶のための啓発

- DV防止のための広報・啓発【24】

(2) 相談体制の充実と被害者の支援

- 女性のための相談室の実施【25】
- 男性のための電話相談の実施【26】
- 相談員研修の充実【27】
- 関係機関との連携強化【28】

(3) 性的少数者に関する差別の解消

- 性的少数者に関する情報の発信と啓発【29】
- 性的少数者に関する職員ハンドブックの作成【30】

(4) 多文化共生を踏まえた相談体制の充実

- つくば市外国人相談窓口の設置【31】

#### IV 安全・安心な暮らしの実現

(1) 生涯を通じた健康支援

- 女性特有のがん検診事業の推進【32】
- 妊娠婦の健康診査及び保健指導の推進【33】

(2) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

- 女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくり【34】
- 地域防災における女性の参画促進【35】

(3) 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援

- ひとり親家庭に対する支援の充実【36】
- つくばこどもの青い羽根学習会の実施【37】

(◆は女性活躍推進計画、■はDV防止基本計画)

## 4 / 指標一覧

基本計画に基づく取組内容や目標達成の状況を確認し、着実に推進するため、本計画では「成果指標」「活動目標量」「参考値」の3つの指標を設定します。

5か年で達成すべき目標値を掲げ、毎年定点観測しながら、計画の進捗管理にいかしていきます。

成果指標	男女共同参画社会の実現に向けて、社会の達成状況を測るための数値目標
活動目標量	基本計画に基づく取組の想定事業量や、取組の進捗状況を測る統計データ
参考値	男女共同参画社会の形成の状況を把握するため、計画期間終了時の数値と比較するための値

### 【成果指標】

様々な施策を総合的に実施することによって成果を生むと考えられることから、基本計画全体に対して設定しており、5年に一度実施している「男女共同参画に関する市民意識調査」及び2年に一度実施している「つくば市民意識調査」で計画期間終了時に達成度の評価をします。

男女共同参画に関する市民意識調査項目	前回調査	現状値	目標値
	平成28年(2016年)	令和3年(2021年)	令和8年(2026年)
「社会全体」における男女の地位の平等感を感じる市民の割合	16.4%	15.1%	17%
「男は仕事、女は家庭」という考え方について、反対の割合	—	61.9%	67%
「職場」における男女の地位の平等感を感じる市民の割合	22.2%	26.7%	30%
「女性のための相談室」を知っている市民の割合	33.8%	35.6%	50%

つくば市民意識調査項目	前回結果	現状値	目標値
	令和元年(2019年)	令和3年(2021年)	令和9年(2027年)
男女共同参画に対する満足度	24.2%	26.9%	30%

## 【活動目標量】

全ての施策について自課評価を実施するのではなく、各基本目標ごとに数値目標を立てることが適切な施策に具体的な活動をどの程度行ったかを測る目標量を設定し、その実施状況を毎年評価します。

基本目標	項目	現状値 令和3年度(2021年度)	目標値 令和9年度(2027年度)
I	男女共同参画セミナー参加人数	226人 (男 75人、女 151人)	300人
II	家族で参加できるマタニティサロンにおいて、妊婦に対する夫またはパートナーの参加者の割合 ※	86.3%	90%
II	保育所待機児童数	3人 令和4年(2022年)4月1日現在	0人 令和9年(2027年)4月1日時点
II	放課後児童クラブ受け入れ児童員数	5,272人 令和4年(2022年)4月1日現在	6,870人 ※令和6年度(2024年度)までの目標値(第2期つくば市子ども・子育て支援プラン)
II	審議会等委員(附属機関)の女性委員の割合	27.5% 令和4年(2022年)4月1日現在	40%以上 令和9年(2027年)4月1日時点
II	管理職を目指したいと思える職場環境が整っていると思う職員の割合	41.4%	50%
II	男性職員の育児休業取得率(2週間以上)	89.6%	100% ※令和7年度(2025年度)までの目標値(つくば市職員のワークライフバランス推進プラン)
III	相談事業の周知活動(チラシ配布、SNS配信等)	82か所 (年6回周知)	90か所 (年10回周知)
III	性的マイノリティに関するセミナーの参加人数	40人/回	60人/回
IV	子宮がん／乳がん検診受診率	子宮がん 19.3% 乳がん 19.2%	当面 50% ※令和7年度(2025年度)までの目標値(第4期つくば市健康増進計画)
IV	つくばこどもの青い羽根学習会開設か所数	16か所	18か所 ※令和6年度(2024年度)までの目標値(市長公約事業のロードマップ 2020-2024)

※ 前計画では、マタニティサロンに参加した夫またはパートナーの割合(最大値50%)としていましたが、本計画では、妊婦に対して(妊婦を母数にして)、夫またはパートナーの割合(最大値100%)で算出しています。

## 【参考値】

基本目標に関連する数値ではあるが、外的要因による影響が大きいものや数値目標を設定することが必ずしも適当ではないものについては、数値の推移により状況を把握します。

基本目標	項目	現状値 (令和3年度)
I	男女共同参画セミナー参加者満足度(アンケート実施)	93%
II	つくば市ふるさとハローワークでの女性正規雇用の就業者数	143人
II	特定創業支援事業による女性の創業者数	21人
II	家族経営協定締結累計	209件
II	女性の認定農業者数	15人
II	地域子育て支援拠点施設数	10施設
II	病児・病後児保育実施施設数	8施設
II	審議会等委員(附属機関)の女性の長の割合	6.1% 令和4年(2022年)4月1日現在
II	区長に占める女性の割合	6.5% 令和4年(2022年)4月1日現在
II	市議会議員の女性の割合	28.6% 令和4年(2022年)4月1日現在
II	市職員(行政職)の係長職に占める女性の割合	40.3% 令和4年(2022年)4月1日現在
II	市職員(行政職)の課長補佐職に占める女性の割合	33.2% 令和4年(2022年)4月1日現在
II	市職員(行政職)の課長職に占める女性の割合	17% 令和4年(2022年)4月1日現在
II	市職員(行政職)の次長職に占める女性の割合	6.1% 令和4年(2022年)4月1日現在
II	市職員(行政職)の部長職に占める女性の割合	6.3% 令和4年(2022年)7月1日現在
II	消防吏員に占める女性の割合	4.0% 令和4年(2022年)4月1日現在
III	「女性のための相談室」相談件数	579件
III	「男性のための電話相談」相談件数	10件
IV	防災対策出前講座等実施回数	15回
IV	消防団員に占める女性の割合	2.9% 令和4年(2022年)4月1日現在

## 基本目標 I / 男女共同参画社会に向けた基盤の整備

## (1) 広報・啓発のさらなる推進

男女共同参画に関する理解が深まるとともに、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざし、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

広報紙や市ホームページなどさまざまな媒体を活用した情報発信や、男女共同参画に関するセミナー開催により、男女共同参画に関する広報・啓発活動に取り組みます。

番号	施 策	内 容	担 当 課
1	男女共同参画を推進するためのセミナー開催	男女共同参画に関する意識の向上を図り、能力や行動力を高めるため、セミナーを開催します。	男女共同参画室
2	男女共同参画情報発信	国内外における男女共同参画推進の取組みについて、先進事例等の情報を収集し、広報紙やホームページ、セミナー等で情報提供を行います。	男女共同参画室
3		つくばセンタービル内に設置される、市政情報コーナー(仮称)に、男女共同参画関連情報の掲示等を行います。	男女共同参画室



【Q なぜ男女共同参画の推進が必要なの?】

A 「女性だから」「男性だから」といった、性別によってその人個人の考え方や行動、生き方などが制限されることなく、一人一人が持つ個性や能力に応じて自分らしく生きられる社会の実現をめざしています。

## (2)男女共同参画意識醸成のための教育の充実

性別にとらわれず男女平等意識が浸透した社会を目指すためには、子どもの頃からの教育が重要であるため、それぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう、学校教育における男女共同参画意識の推進を図ります。

また、学校、家庭、地域の連携を図り、多様な教育活動の中で、発達段階に応じた男女平等・男女共同参画意識の浸透を図ります。

番号	施 策	内 容	担 当 課
4		学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女平等、相互理解・協力について指導を行います。	学び推進課
5	学校での男女共同参画の視点に立った教育	小・中・義務教育学校において、児童生徒が将来社会の一員として役割を果たしていくため、それぞれの個性や能力が発揮でき、自立して生きていくためのキャリア教育を行います。	学び推進課
6		生命の尊さや正しい性の知識を身に付けることを目的に、発達段階に応じた性に関する学習を行います。	学び推進課

## 基本目標Ⅱ / あらゆる分野における男女共同参画の推進

### (1) 職業生活における活躍推進

働きたいという希望を持つ女性が就業できるよう、職業能力開発の機会を設けることや就業に向けた情報提供等を行います。

また、起業等の多様な働き方を選択する女性や、自営業等に携わる女性に対する支援を行うとともに、こうした活躍する女性の情報発信にも取り組みます。

さらに、自営業・家族的経営において、男女がその果たしている役割に対して適正な評価を受け、互いに協力して経営等に参画できるような就業環境の整備・支援に努めます。

番号	施 策	内 容	担 当 課
7	女性の多様な働き方に関する支援	就労を希望する人に対し、つくば市ふるさとハローワークに市職員を配置し、就労に関する情報提供及び職業相談や職業紹介の補助を行います。	産業振興課
8		起業・創業を目指す人に対し、創業支援セミナー等や創業支援制度の情報提供を行います。また、各支援機関と連携し、相談業務を行います。	産業振興課
9		家族経営協定の普及啓発を行い、家族経営農家において快適な労働環境づくりを促進します。	農業政策課
10	女性の参画が少ない分野での支援	大学・研究機関・企業等と連携し、女子生徒や保護者等に対し、科学技術を身近なものとする取組を進めるとともに、ロールモデル(具体的な行動や考え方の模範となる人物)の紹介等を通じ、理工系女性の人材育成を推進します。  さらに、ワーク・ライフ・バランスの向上に取り組むつくば女性研究者支援協議会の支援を通じて、研究活動に集中しやすい環境整備を推進します。	科学技術振興課
11	女性活躍促進に向けた公共調達の評価項目の設定	市の調達が総合評価落札方式による場合、評価項目の技術者の配置に「女性技術者」を設定し、女性活躍促進の一環としての取組みを進めます。	契約検査課

## (2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の環境整備

長時間労働の削減や労働生産性の向上など働き方改革を進めることや、男性の家庭等への参画を促すための啓発、育児休業の取得促進、ライフスタイルや新たな生活様式に対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について関係機関と連携して周知します。

番号	施 策	内 容	担 当 課
12	男性の育児休業取得を促進するための企業への支援	国の支援・助成制度の情報提供を行い、中小企業における男性の育児休業取得を促進させるため、市独自の助成制度の創設について検討します。	産業振興課／男女共同参画室
13	男性の家庭生活への参画促進	妊娠・出産・育児について、家族で正しい知識を持ち、積極的な育児参加ができるよう、講座を開催します。	健康増進課
14		男女がともに家族の一員として家庭生活に参画できるよう、社会教育講座において、子育てに関する講座を実施し、男性の積極的な参画を推進します。	生涯学習推進課
15		子育て家庭が外出しやすい環境を整備するため、授乳やおむつ替えスペースを設置した施設をあかちゃんの駅として登録し、情報提供を行います。	こども政策課
16	育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり	仕事と育児の両立を支援するため、保育ニーズに即した保育体制の強化等サービスの充実を図ります。 ※「つくば市子ども・子育て支援プラン」により推進	幼児保育課
17		仕事と育児の両立を支援するため、児童の遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブの活動を推進します。 ※「つくば市子ども・子育て支援プラン」により推進	こども育成課
18		仕事との両立や介護離職を防止するため、ニーズに応じた介護サービスの充実を推進します。 ※「つくば市高齢者福祉計画」により推進	高齢福祉課／介護保険課
19	労働環境改善のための情報提供・啓発	仕事と家庭生活を両立するため、長時間労働の是正や年次有給休暇取得の促進、さらにハラスメントの防止等の労働環境改善のための情報提供を行います。	産業振興課

### (3)市政における女性の参画促進

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、市が率先して審議会や委員会等への女性委員の推進に取り組みます。

番号	施 策	内 容	担 当 課
20	審議会等委員の女性委員の登用	市政運営において、女性が自らの能力を十分に生かし、様々な分野で政策や方針決定に関わり、意見や考え方を反映させることができる環境づくりを進めます。	男女共同参画室

### (4)市と市職員が率先して行う取組

市の女性職員については、特定事業主行動計画に基づき、職域拡大及び管理職等への積極的な登用に取り組みます。

また、仕事と家事、子育て、介護等を両立できる職場環境の整備に努めます。

さらに、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の様々なハラスメントを防止するため、相談窓口の周知や相談体制の充実に努めます。

番号	施 策	内 容	担 当 課
21	女性職員の管理職等登用の推進	女性が管理職を目指せるような職場環境の整備に努め、能力と適性に応じ、管理職登用・昇任を進めます。	人事課
22	育児休業・介護休暇等が取得しやすい環境づくり	男女がともに育児休業、介護休暇及び看護休暇制度を活用しやすい職場の雰囲気づくりに努めます。	ワークライフバランス推進課
23	職場におけるハラスメント防止対策の推進	職場等における様々なハラスメントに關し、研修等を通して防止に努めます。また、相談員を配置し、相談体制の充実に努めます。	ワークライフバランス推進課



【Q 政策・方針決定の場に、女性が参画できる機会が増えるとどうなるの？】

A 私たちの生活に関する物事の方針を決める場面で、様々な立場の人方が意思を表明できることは、誰もが暮らしやすい社会をつくることにつながります。政策・方針決定の場に、女性が参画できる機会が増えることにより、より多くの人々の多様なニーズを反映した政策・方針をつくり出すことが可能となります。

## 基本目標III / 一人一人の人権の尊重

### (1)配偶者等暴力(DV)根絶のための啓発

配偶者等からの暴力(DV)は人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため啓発を行います。

番号	施 策	内 容	担 当 課
24	DV防止のための広報・啓発	DV防止法や相談窓口の周知など、DVに関する正しい理解の促進を図るために、セミナーやホームページ等で普及啓発を行います。	男女共同参画室

### (2)相談体制の充実と被害者の支援

被害者の早期発見、早期対応を図るため、相談窓口の周知や利用しやすい体制の充実を図り男女ともに相談事業へつなげていくとともに、相談や支援にかかわる相談員の専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に努めます。

また、関係機関や庁内の連携を強化することで、DV被害者の一時保護、自立に向けた支援の充実に努めます。

番号	施 策	内 容	担 当 課
25	女性のための相談室の実施	夫婦・親子の問題、人間関係、DV(配偶者・パートナー等からの暴力)、生き方などについて、必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう、女性相談員が相談・支援を行います。	男女共同参画室
26	男性のための電話相談の実施	夫婦関係や家族、人間関係、仕事、生き方などの問題や悩みを抱えている男性に対し、男性相談員が相談・支援を行います。	男女共同参画室
27	相談員研修の充実	相談業務に必要な知識や能力を身に付け、相談者のニーズに即した対応ができるよう研修を行い、女性のための相談員の資質向上を図ります。	男女共同参画室
28	関係機関との連携強化	DV被害者への迅速かつ適切な対応・支援に向け、庁内及び関係機関との情報交換や課題共有等を行い、連携強化を図ります。	男女共同参画室

### (3)性的少数者に関する差別の解消

性的指向や性自認(性同一性)を理由とする差別的取扱いについては、不当なことであるとの認識が広がっていますが、いまだに偏見や差別が起きているのが現状です。

誰もが多様性の中に存在する一人であり、その生き方が尊重されるよう差別を解消し、偏見を取り除くための啓発を行います。

番号	施 策	内 容	担 当 課
29	性的少数者に関する情報の発信と啓発	性的多様性や性的少数者への理解促進のため、セミナー等を行い、意識啓発を図ります。また、県のパートナーシップ宣誓制度をはじめ、性的少数者に関する情報発信に努めます。	男女共同参画室
30	性的少数者に関する職員ハンドブックの作成	性的少数者に関する正しい知識を持ち、行動することができるよう職員向けのハンドブックを作成します。	男女共同参画室／人事課

### (4)多文化共生を踏まえた相談体制の充実

互いの文化や価値観を理解し尊重する視点をもつとともに、性別にかかわらず外国人が安心して暮らすことができるよう、相談体制の充実を図ります。

番号	施 策	内 容	担 当 課
31	つくば市外国人相談窓口の設置	国籍や民族等の文化的背景を踏まえた上で、外国人市民の相談に適切に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。	国際都市推進課



#### 【Q 性のあり方の多様性ってなに?】

A 人には、年齢、生活習慣や人生観などに多様性があり、一人一人に個性・特徴がありますが、性についても①からだの性(生物学的性):生まれた時の身体的特徴などによる性、②こころの性(性自認):自分が認識する自分の性、③好きになる性(性的指向):恋愛感情や性的な関心の対象となる性、④表現する性(性別表現):服装、しぐさ、言葉遣いなどに様々な性のあり方があります。

## 基本目標IV / 安全・安心な暮らしの実現

### (1)生涯を通じた健康支援

男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、生涯を通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等ライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取り組みの充実を図ります。

番号	施 策	内 容	担 当 課
32	女性特有のがん検診事業の推進	がん予防の意識を高め、健康管理に役立たせるとともに、子宮がん・乳がん検診の受診を促すことでがんを早期発見し、適切な医療に結び付けます。	健康増進課
33	妊産婦の健康診査及び保健指導の推進	女性の体に多くの変動を伴う妊娠・分娩・産じょくの経過を不安なく送れるように、妊産婦健康診査の受診率向上を図ります。	健康増進課

### (2)男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災分野において、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進します。

番号	施 策	内 容	担 当 課
34	女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくり	災害時における女性のニーズに対応できるよう、女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくりに努めます。	危機管理課
35	地域防災における女性の参画促進	イベントや出前講座等の実施を通して、防災意識を高めると同時に、防災分野における女性の視点や参画の必要性等について考える機会となるよう啓発を行います。	危機管理課

### (3)男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援

ひとり親家庭や経済的に困難を抱える家庭等が抱える複合的な問題に応じるため、関係機関との連携を図り、生活支援、就業支援、経済的支援、子育て支援等を充実していきます。

番号	施 策	内 容	担 当 課
36	ひとり親家庭に対する支援の充実	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図ることを目的として、児童扶養手当、ひとり親家庭等児童福祉金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。諸手当の支給により、ひとり親家庭等の経済的、精神的負担の軽減に寄与します。	こども政策課
37	つくばこどもの青い羽根学習会の実施	経済的に困難を抱える子どもを対象に、安心できる居場所や学習環境で子どもを育むため、無料の学習支援や居場所の提供等を行います。	こども未来課



【Q なぜ防災の分野に女性の視点は必要なの?】

A 過去の災害における被災者への物資提供や避難所運営などに関し、女性の視点の欠如から様々な問題が起きています。人口の半分は女性であり、災害時には平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、女性の視点を反映することは、地域の防災力向上に繋がります。



## 第5章 推進体制

### 1 / 庁内の推進体制

庁内における男女共同参画推進のための組織である「つくば市男女共同参画推進本部」を中心として、全庁的な男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

### 2 / 男女共同参画審議会

「つくば市男女共同参画社会基本条例」に基づき、男女共同参画の推進に関する基本的及び総合的施策並びに重要事項を調査審議するため設置している「つくば市男女共同参画審議会」において、本計画の推進について様々な意見等を聴取・反映し、男女共同参画の効果的な展開を図ります。

### 3 / 国や県、関係機関との連携

本計画を進めるうえで、国や県の取組みとの整合性を保つつつ、必要に応じて連携・協力を図っていきます。特に、DVに関する相談業務などは、県の女性相談センターや警察などの関係機関と緊密な連携を図ります。

### 4 / 男女共同参画苦情等処理

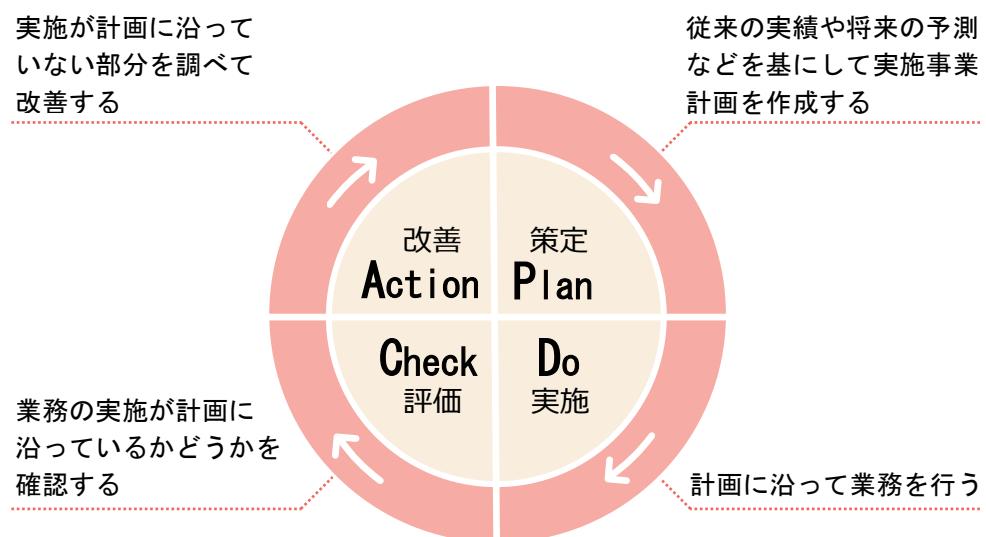
男女共同参画社会の形成の促進を阻害すると認められる事項に関する苦情その他の意見について調査し、当該関係者に対し是正のための助言等を行う「苦情等処理制度」について周知を図ります。

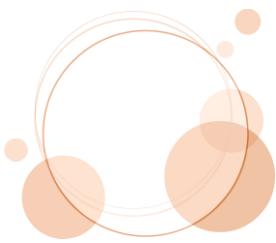
## 5 / PDCAサイクルによる進行管理

本計画では、各施策の進捗管理として、毎年度、施策の実施状況や活動目標量の達成度を把握・評価を行うとともに、庁内組織である「つくば市男女共同参画推進本部会議」及び外部組織である「つくば市男女共同参画審議会」において、計画の検証・審議を行い、適正な進行管理に努めます。また、毎年度推進状況及び評価結果を公表します。

進捗管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「PLAN(計画)」「DO(実施)」「CHECK(評価)」「ACTION(改善)」のサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る(充実させる)ことを繰り返していきます。

PDCAサイクルのイメージ





## 資料編

### 1 / 策定経過

年月日	内 容
令和3年度 6月30日	第1回つくば市男女共同参画審議会（諮問） ・男女共同参画に関する市民意識調査について
8月30日	第2回つくば市男女共同参画審議会 ・男女共同参画に関する市民意識調査について
10月27日～ 11月30日	男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査・職員意識調査の実施
令和4年度 5月25日	第1回つくば市男女共同参画審議会 ・男女共同参画推進基本計画の概要及び策定スケジュールについて ・男女共同参画推進基本計画の体系について
7月4日	第1回つくば市男女共同参画推進本部会議
6月～7月	施策担当部課調査依頼、ヒアリング
8月30日	第2回つくば市男女共同参画審議会 ・男女共同参画推進基本計画（原案）について
9月30日	第2回つくば市男女共同参画推進本部会議 ・男女共同参画推進基本計画（原案）について
10月25日	第3回つくば市男女共同参画審議会 ・男女共同参画推進基本計画（原案）について
11月24日	庁議（男女共同参画推進基本計画（案）パブリックコメントの実施について）
12月2日 ～1月4日	男女共同参画推進基本計画（案）パブリックコメントの実施
1月26日	第4回つくば市男女共同参画審議会 ・パブリックコメントの実施結果及び男女共同参画推進基本計画（案）について
2月17日	男女共同参画推進基本計画（案）の答申
3月22日	庁議（パブリックコメントの実施結果及び男女共同参画推進基本計画の策定について）

## 2 / 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

### 目次

#### 前文

第1章 総則(第1条—第 12 条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的  
施策(第 13 条—第 20 条)

第3章 男女共同参画会議(第 21 条—第 28 条)

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この法律において、次の名号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機

会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施

するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別の取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第3章 男女共同参画会議

(設置)

- 第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。  
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。  
(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者  
(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者  
2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であつてはならない。  
3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であつてはならない。  
4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。  
ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。  
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄(平成11年6月23日法律第78号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)  
は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。  
2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日ににおける旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命

された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 抄(平成11年7月16日法律第102号)

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) (略)  
(2) 附則(中略)第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

- (1)から(10)まで 略  
(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 抄(平成11年12月22日法律第160号)

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

### 3 / 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年四月十三日法律第三十一号  
最終改正:令和元年六月二十六日法律第四十六号

#### 目次

##### 前文

##### 第一章 総則(第一条・第二条)

##### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画 (第二条の二・第二条の三)

##### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三 条一第五条)

##### 第三章 被害者の保護(第六条一第九条の二)

##### 第四章 保護命令(第十条一第二十二条)

##### 第五章 雜則(第二十三条一第二十八条)

##### 第五章の二 補則(第二十八条の二)

##### 第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

##### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則 (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上

婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進 住宅の確保援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行って当たっては、必要に応じ配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であつた者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援す

るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令 (保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危

害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申

立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は 相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地  
(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受けける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には 理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には 理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。  
(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。  
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)
- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の

同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

- 第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

- 第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。  
(最高裁判所規則)

- 第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雜則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者的人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

- 第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

### (調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

### (民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

### (都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

### (国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

### (この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受けける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であつた者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十二条第一項 第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるもの)を含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万元以下の過料に処する。

## 附 則 抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。  
(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。  
(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘

案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成十六年法律第六十四号）  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。  
(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定  
　　公布の日  
　　(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。  
(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成十九年法律第百十三号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年法律第七十二号）抄  
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二十六年法律第二十八号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年法律第四十六号）抄  
(施行期日)

## 4 / 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年九月四日法律第六十四号  
最終改正 令和元年六月五日同第二十四号

### 目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
- 第三章 事業主行動計画等
  - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
  - 第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)
  - 第三節 特定事業主行動計画(第十九条)
  - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)
- 第五章 雜則(第三十条—第三十三条)
- 第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)
- 附則

### 第一章 総則 (目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### (基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護などの家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として

の役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。  
(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第二章 基本方針等 (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

#### 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

#### 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

#### 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

##### イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

##### ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

##### ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要な事項

#### 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。  
(都道府県推進計画等)
- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要な事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 第二節 一般事業主行動計画等  
(一般事業主行動計画の策定等)
- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働

者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数值を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。  
(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。  
(認定の取消し)
- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
  - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
  - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付すことができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における

活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又は

それらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところによ

り、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

##### (職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。  
(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

##### (国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

##### (啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

##### (情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

##### (協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようとするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に係る虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十

五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十二条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、

前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関する知識得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二九年三月三一日法律第一四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定

平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の

施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年六月五日法律第二四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日  
(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 5 / 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和6年4月1日施行  
令和四年法律第五十二号

### 目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等(第七条・第八条)
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等(第九条—第十五条)
- 第四章 雜則(第十六条—第二十二条)
- 第五章 罰則(第二十三条)
- 附則

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るために、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

##### (基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

##### (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

##### (関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

##### (緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

#### 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

##### (基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
  - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
  - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

- 第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。
- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十二条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
  - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
  - 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
  - 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに關し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るために医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

**第十三条** 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

**第十四条** 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

**第十五条** 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関する必要な事項は、支援調整会議が定める。

#### 第四章 雜則

(教育及び啓発)

**第十六条** 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の关心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人で

あることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

**第十七条** 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

**第十八条** 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

**第十九条** 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

**第二十条** 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

**第二十一条** 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

**第二十二条** 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、

- 同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）
  - 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

## 第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

### 三 略

- 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

## 6 / つくば市男女共同参画社会基本条例

平成 16 年 3 月 26 日条例第 25 号

男女共同参画社会は、男女が家庭生活においても、社会生活においても、互いに尊重し合い、共に責任を分担し、柔軟に役割を考え、あらゆる分野の活動に性別にかかわりなく個性と能力に応じて対等に参画して、固有な人格の自由な発展を育む社会である。

21世紀をむかえ、社会は少子高齢化の進行、経済活動の成熟化、情報通信をはじめとする科学技術の進歩など、急速な変化を遂げている。こうした中で、生きがいをもって自分らしく生き生きとした生活を送るためにには、なお一層の男女共同参画社会の進展が図られなければならない。このことは、つくば市が掲げる人間性の尊重というまちづくりの理念にも合致するものである。

つくば市が、国際都市にふさわしく、他の都市の模範となるような活力あるまちづくりをするためには、男女共同参画社会の実現を市政の最重要課題の一つとして位置付け、総合的な施策を展開することが必要である。

よって、ここに男女共同参画社会を推進する取組を明らかにし、目指す社会の実現を図るため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し基本理念を定め、つくば市(以下「市」という。), 市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女平等の実現を目指し、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を営むための事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動又は不必要な身体への接触により、他の者を不快にさせ、当該者の社会生活のあらゆる場面においてその環境を害すること及び当該性的言動への対応を理由として、当該者に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係

と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又はかつて配偶者であった者に対する暴力的な行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)及び当該暴力的行為に付随して生じる子への暴力的な行為をいう。

#### (基本理念)

第3条 男女共同参画社会の実現は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が一人の人間として性別により差別されることなく、その人権が尊重されること。
- (2) 男女が社会的文化的に形成された性差による固定的な役割を強制されることなく、自立した個人としてその能力を十分に發揮し、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができるよう配慮されること。
- (3) 政策又は方針の立案、決定等意思決定の過程への女性の参画を促進するため、女性が自らの意識及び能力を高め、主体的に思考し、かつ、行動できるように配慮されること。
- (4) 社会のさまざまな構成員が、あらゆる機会や場面において、必要な情報及び意思の交換が円滑にできるよう配慮されること。
- (5) 国際的協調の下に行われること。

#### (市の責務)

第4条 市は、男女共同参画社会の形成を施策の主要な方針として位置付け、前条に定める基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力するものとする。
- 3 市は、第1項に定める施策を企画し、調整し、及び実施するために必要な体制を整備しなければならない。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会の形成に関する理解を深め、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、第3条に定める基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に努めなければならない。

- 2 事業者は、男女共同参画社会の推進を阻害するセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害が生じないよう職場環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、男女が仕事、育児及び介護を含めた家庭生活並びに地域内における活動について、両立できるような職場環境の整備に努めなければならない。

4 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するとともに、必要に応じ積極的改善措置を講じるよう努めなければならない。

## 第2章 基本計画

### (基本計画の策定)

第7条 市は、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画推進基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進を図るための総合的かつ計画的な施策の大綱
- (2) 男女共同参画の推進を図るための基本的施策の実施に必要な事項

3 市は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を聴取するとともに、つくば市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

4 市は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### (施策実施等の評価)

第8条 市は、男女共同参画の推進を図るため、基本的施策の策定及び実施について合理的かつ適切に評価するための措置を講じなければならない。

### (年次報告等)

第9条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況、今後の施策の実施予定等について、毎年、報告書を作成し、公表しなければならない。

## 第3章 基本的施策

### (政策等決定過程における男女共同参画の推進)

第10条 市は、政策又は方針の決定過程への男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めなければならない。

- (1) 市の各種委員会、審議会等の委員その他の構成員に関する男女共同参画
- (2) 女性職員の積極的な職域拡大、管理職等への登用及び能力開発

### (雇用の分野における男女共同参画の推進)

第11条 市は、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対して必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるとともに、男女共同参画の実施状況に関する報告及び適切な措置を講じるよう協力を求めることができる。

2 市は、前項に定める報告に基づき、男女共同参画に対する取組状況について公表することができるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関し主体的かつ積極的に取り組んでいる事業者を表彰し、公表するものとする。

### (自営の商工業及び農業分野における男女共同参画の推進)

第12条 市は、自営の商工業及び農業分野における男女共同参画の推進を図るために、次に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。

(1) 経営に女性が主体的に参画することができるような環境を整備するとともに、能力の開発及びその能力が適正に評価されるような支援体制を整備する措置

(2) 経営者、その配偶者及びその他の家族の自由な意思に基づき、経営の目標、収益の分配、経営の移譲の計画、就業時間等について取り決める家族経営協定などの就業に関する条件を整備するための措置

(3) 前2号に掲げるもののほか、自営の商工業及び農業分野における男女共同参画の推進を図るために必要な措置

### (高度情報社会における男女共同参画の推進)

第13条 市は、高度情報社会における男女共同参画の推進を図るため、男女があらゆる機会に必要な情報を得ること及び男女が平等にその能力を発揮することができるよう、情報技術及び知識の習得等の学習環境を整備するための措置を講じるよう努めるものとする。

### (教育の場における男女共同参画の推進)

第14条 市は、市民が男女共同参画についての関心と理解を深めるため、学校教育及び生涯学習の場における男女共同参画に関する教育又は学習の振興を図るための必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 市は、学校教育及び生涯学習において、男女が性別により差別されることなく、個人の能力及びその個性に応じて学校教育又は生涯学習の場に参加できるような環境を整備するとともに、その活動を支援するよう努めるものとする。

### (家庭生活と社会生活等の調和)

第15条 市は、家庭責任を有する男女が対等な立場で、家庭生活及び家庭生活以外の活動が両立することができるよう、支援その他の必要な措置を講じるものとする。

### (健康の保持及び増進)

第16条 市は、男女が対等な立場において互いの性への理解を深めることにより、妊娠及び出産について女性の意思を尊重し、並びに性と生殖に係る健康保持を図るよう必要な措置を講じるものとする。

2 市は、男女がその生涯にわたる心身の健康を保持し、及び増進をするための教育、啓発、健康相談等の必要な措置を講じるものとする。

### (施策の推進体制の整備)

第17条 市は、市民及び事業者の協力の下に施策を実施するため、必要な推進体制の整備に努めるものとする。

## 第4章 性別による人権侵害の禁止

### (性別による人権侵害の禁止及び被害者保護等)

第18条 何人も、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスマント等の性別による差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談等の申出があったときは、当該相談等の申出に速やかに対処するとともに、関係機関又は団体と密接に連携して一時保護等の適切な措置を講じるよう努めるものとする。

### (男女共同参画を阻害する情報等への対応)

**第19条** 何人も、広告、ポスター等の公衆に対して表示する情報において、異性に対する暴力的行為及び性の商品化を助長し、又はこれらを連想させる表現を行わないよう努め、男女共同参画の推進を阻害しないようにしなければならない。

2 市は、前項の規定に反すると認めたときは、当該情報の表示にかかわった者に対して撤去勧告等の必要な措置を講じるものとする。

## 第5章 苦情等の処理

### (苦情等の処理)

**第20条** 市民は、男女共同参画社会の形成の促進を阻害すると認められる事項に関する苦情その他の意見(以下「苦情等」という。)を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けた場合において、必要と認めるときは、調査を行うことができる。

3 前項の規定に基づく調査の対象となる関係者は、当該調査に協力するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、苦情等の処理に関し必要な事項は、規則で定める。

### (報告等)

**第21条** 市は、前条に規定する苦情等の処理に関し、つくば市男女共同参画審議会に報告するとともに、必要に応じ、当該関係者に対し是正のための助言、指導等を行うことができる。

## 第6章 審議会

### (審議会の設置)

**第22条** 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的及び総合的施策並びに重要事項を調査審議し、答申するため、つくば市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長が任命する委員20人以内で組織する。この場合において、男女のいずれかの一方の委員の数は、委員の総数の4割未満であってはならない。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第7章 委任

### (委任)

**第23条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 7 / つくば市男女共同参画審議会委員名簿

任期:令和3年(2021年)4月1日～令和5年(2023年)3月31日  
(五十音順、敬称略)

氏名	所属・役職	備考
有光 直子	市民委員	
飯田 哲雄	つくば市区会連合会会长	
石山 武	市民委員	
浦里 晴美	つくば市地域活動連絡協議会会长	
大谷 加津代	産業技術総合研究所総務本部ダイバーシティ推進室長	
岡野 光浩	つくば市校長会会长（秀峰筑波義務教育学校長）	R3/4/13～R4/3/31
川本 愛子	市民委員	
北口 ひとみ	市民委員	
栗山 賢司	つくば市校長会会长（春日学園義務教育学校長）	R4/4/13～
長 卓良	つくば市社会福祉協議会副会長兼常務理事	
土井 隆義	筑波大学人文社会系教授	副会長
土井 裕人	筑波大学人文社会系助教	
生田目 美紀	筑波技術大学産業技術学部総合デザイン学科教授	会長
福村 佳美	市民委員	
ヘイズ ジョン	つくば市議会議員	～R4/12/1
松信 利彦	つくば市商工会事務局長	～R4/8/31
間野 聰子	NPO法人ままとーん代表理事	
柳田 貢	つくば市商工会事務局長	R4/9/1～
山中 真弓	つくば市議会議員	
湯澤 夏樹	市民委員	

## 8 / つくば市男女共同参画推進本部設置要項

### (設置)

第1条 つくば市における男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に推進するため、つくば市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画推進計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画推進計画の進行管理に関すること。
- (3) その他男女共同参画推進施策の推進に係る重要な事項の総合調整に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部員は、つくば市庁議等規則(平成元年つくば市規則第17号)第3条に定める部長等をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、主宰する。

2 本部長が必要と認めるときは、前項の会議における事案に特に関係のある職員を当該会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 推進本部の庶務は、市民部男女共同参画室において処理する。

### 附則

この要項は、平成16年6月15日から施行する。

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

この要項は、平成19年11月14日から施行する。

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

## 9 / 令和4年度つくば市男女共同参画推進本部員名簿

組 織	所 屬	氏 名
本 部 長	市 長	五十嵐 立青
副 本 部 長	副 市 長	飯野 哲雄
副 本 部 長	副 市 長	松本 玲子
本 部 員	教 育 長	森田 充
本 部 員	市 長 公 室 長	片野 博 司
本 部 員	総 務 部 長	篠塚 英 司
本 部 員	政 策 イ ノ ベ シ ョ ン 部 長	藤光 智 香
本 部 員	財 務 部 長	中 島 弘 志
本 部 員	市 民 部 長	大 久 保 克 己
本 部 員	福 祉 部 長	安 曽 貞 夫
本 部 員	保 健 部 長	小 室 伸 一
本 部 員	こ ど も 部 長	塚 本 浩 行
本 部 員	経 済 部 長	野 澤 政 章
本 部 員	都 市 計 画 部 長	大 里 和 也
本 部 員	建設 部 長	富 田 剛
本 部 員	生 活 環 境 部 長	谷 内 俊 昭
本 部 員	上 下 水 道 局 長	坂 入 善 晴
本 部 員	会 計 管 理 者	飯 島 正 志
本 部 員	教 育 局 長	吉 沼 正 美
本 部 員	消 防 長	木 村 勝 平
本 部 員	議 會 事 務 局 長	川 崎 誠
本 部 員	選 挙 管 理 委 員 會 事 務 局 長	窪 庭 隆
本 部 員	監 察 委 員 事 務 局 長	坂 本 人 史
本 部 員	農 業 委 員 會 事 務 局 長	吉 原 利 夫





## つくば市男女共同参画推進基本計画（2023～2027）

発行年月 令和5年（2023年）3月  
発行 つくば市 市民部 市民活動課 男女共同参画室  
〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1  
電話：029-883-1111（代表） FAX：029-868-7586